

平成27年 第3回

# 南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成27年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成27年9月11日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

1番	貝田美郎	議員	3番	丸山陽子	議員
4番	渡部訓正	議員	5番	室井英雄	議員
6番	湯田良一	議員	7番	大桃英樹	議員
8番	湯田賢太郎	議員	9番	湯田哲	議員
12番	高野精一	議員	13番	星光久	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員

欠席議員(6名)

2番	森秀一	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	18番	五十嵐司	議員

事務局職員出席者

室井裕 事務局長 舟木浩隆 主査

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉副議長 一昨日からの豪雨災害により幹線道路が寸断され、議長の出席がかないませんので、地方自治法の規定により、私、副議長が議長の職務を代理させていただきますので、ご了承願います。

都合により欠席のあった議員は、2番、森秀一君、10番、楠正次君、11番、山内政君、14番、菅家幸弘君、15番、阿久津梅夫君、18番、五十嵐司君です。

ただいまから平成27年第3回南会津町議会定例会を開会します。

————— ◆ —————

◎開議の宣告

○室井嘉吉副議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

————— ◆ —————

◎議事日程の報告

○室井嘉吉副議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

————— ◆ —————

◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉副議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番、渡部訓正君及び12番、高野精一君を指名します。

————— ◆ —————

◎会期の決定

○室井嘉吉副議長 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの20日間とし、あす9月12日から9月17日まで、9月19日から9月23日まで及び9月26日から9月27日までを休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉副議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月30日までの20日間とし、あす9月12日から9月17日まで、9月19日から9月23日まで及び9月26日から9月27日までを休会とすることに決定しました。



◎散会の宣告

○室井嘉吉副議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれで散会にします。

次の本会議は9月18日午前10時から開議します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時07分

平成27年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成27年9月18日(金曜日) 午前10時開議

日程第 1 諸報告

日程第 2 報告第5号から議案第103号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 3 請願・陳情の委員会付託

平成27年請願第5号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策  
の推進を求める意見書提出の請願について

平成27年陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関  
する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員 (なし)

### 説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
角田厚	総合政策課長	五十嵐正雄	税務課長
渡部正義	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
芳賀美恵子	会計室長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	館岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
梅宮昭広	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

### 事務局職員出席者

室井裕	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により遅刻する旨届出のあった議員は、10番、楠正次君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第1、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成27年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び総務委員会、産業建設委員会の所管事務調査報告書並びに議会報告会報告書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、6月22日に招集された平成27年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び平成27年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会並びに8月24日に招集された平成27年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会及び平成27年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会に組合議員が出席し、審議した結果、提案された全議案について、原案のとおり承認、可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成27年度7月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

次に、本町関係法人等に係る平成26年度経営状況を説明する資料については、次の法人等の資料が町長から提出されております。南会津地方土地開発公社、公益財団法人南会津町振興公

社、会津高原たていわ農産有限会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社、みなみやま観光株式会社、医療法人社団仁嘉会、以上の6法人等に係る経営状況説明資料は、議会事務局に保管されておりますので、申し添えます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成27年第2回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。



◎報告第5号から議案第103号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第2、報告第5号から議案第103号まで一括上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成27年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、皆様ご存じのように、去る9月9日夜半から10日にかけて台風18号の影響による豪雨災害が発生し、茨城県、栃木県等で亡くなられた方や被災された皆様には、謹んで心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、本町においても多くの被害が発生し、被災された町民の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

そしてまた、雨が降り始めてから、消防団初め各地域の役員の皆様、そして地域の皆様に、そして各関係の業種の皆様、多くの皆様に、道路の寸断等ございまして、通行どめ、電気の不通、電話の不通、いろいろな被害があったわけではありますが、仮復旧とはいえ、多くの皆様に大変なご努力をいただき、一応の仮の復旧をできたことを心から感謝を申し上げます。その被災状況等の詳細を、午後に開催されます議員懇談会の冒頭においてご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、災害対応等のため、11日の議会において、会期の決定についてご配慮をいただきましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、このような事情から、議案提出月日につきまして



は当初のとおり 9月11日とさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、これより今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第5号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において規定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第15号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。

本件は、本年4月30日に、南会津町山口地内の国道289号線を町有車が走行中、ハローショップこはまの駐車場から国道にバックで出ようとしていた車両に、前方を走行していた相手車が気づき、路上で停止したところ、町有車がブレーキをかけたものの、間に合わずに相手車の後部に追突し、損傷を与えたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金9万2,775円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第16号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。

本件は、本年6月22日に、南会津町大新田字松原上地内の月見屋菓子店において、町有車が駐車しようとしてバックをした際に、月見屋菓子店のひさしにバックウインドーガラスが接触し、損傷を与えたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金11万6,640円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

議案第87号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本町が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するための規定の改正、その他所要の改正を行うものであります。

次に、議案第88号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について規定するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、住民

基本台帳カードの交付に係る手数料の規定を削るため、現行条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第89号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、伊南保育所の新築移転に伴い、平成27年10月1日から所在地が変更となることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第90号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、会津高原スキー場リフト等の料金について、指定管理者における利用料金設定に柔軟性を持たせ、さまざまな営業施策による利用促進や健全経営を促すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第91号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

現在建設が進められております新庁舎建設事業に地中熱を利用した空調システムを導入するため、空調換気設備工事受注者である会津ガス・保科管工業特定建設工事共同企業体、代表者、会津ガス株式会社田島営業所営業所長、相馬有二と、請負金額9,072万円で請負契約を締結するものであります。

なお、本工事の概要は、地中熱交換器設置34カ所、地中熱温度センサー12本でありまして、国の補助金を財源として見込んでいるため、国庫補助金の交付決定後に契約締結をする必要があることから、当初の契約とは分離して、工事に関連する空調換気設備工事受注者と随意契約の方法により締結するものであります。つきましては、南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、工期は契約確定の翌日から平成28年3月25日までを予定しております。

次に、報告第6号 平成26年度中における主な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、次の議案以下の各会計の決算を認定に付すための説明書として、平成26年度決算概要及び事務報告を配付しておりますので、決算とあわせてごらんくださるようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

なお、次の議案第92号から第99号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明を申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

議案第92号 平成26年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成26年度の予算編成に当たっては、国の地方財政対策を踏まえながら、「少子高齢化・人口減少に歯どめを！～U・Iターンしやすいまちづくり～」をスローガンに掲げ、町総合振興計画の5つの目標の柱のそれぞれに重点施策を設定し、風評被害対策を重点施策に加えて予算編成を行った結果、一般会計当初予算額は123億6,600万円で、前年度比7.0%の増となり、その後9回の補正を行った結果、最終予算総額は、前年度繰越明許費及び事故繰越を加えて147億7,221万4,000円となりました。

決算規模においては、歳入総額で145億8,340万5,000円、歳出総額は140億6,354万4,000円で、歳入に関しては前年度比5.0%増、歳出に関しては4.9%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は5億1,986万1,000円と黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億4,555万6,000円を除いた実質収支額は3億7,430万5,000円で、前年度比8.2%の増となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は2,849万3,000円の黒字となり、ここから財政調整基金への積立額と取崩額の差額9,571万8,000円を差し引いた実質単年度収支は6,722万5,000円の赤字となりましたが、前年度に引き続き、決算状況はおおむね良好となりました。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率は普通交付税の減等の影響により、経常一般財源等が昨年を1.2%下回ったものの、前年度に引き続き、人件費及び公債費が減となったことと、除雪経費に対して社会資本整備総合交付金が交付されたことにより、経常経費充当一般財源等が昨年を1.8%下回ったため、前年度から0.6ポイント減少し、84.1%となりました。

また、実質公債費比率においては、3カ年平均の比率で前年度より1.3ポイント減少し、7.0%となっており、財政健全化計画、公債費負担適正化計画に即した財政運営が図られたと判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の最終ページのとおりであります。5つの指標とも基準以下であり、財政規律が守られておりますが、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳入面では、町民税や固定資産税の増収により、町税が対前年度比2.0%プラスになったほか、配当割交付金、地方消費税交付金、地方交付税等が増収となったことから、第1款町税か

ら第11款交通安全対策特別交付金までのいわゆる一般財源ベースでは1.1%の増となりました。

一方、特定財源関連歳入項目では、国庫支出金が社会資本整備総合交付金及び地域住民生活等緊急支援交付金等により11.4%の増となり、さらに前年度に公共施設等整備基金に積み立てた地域の元気臨時交付金の繰り入れ及び財政調整基金からの繰り入れを行ったこと等で、繰入金が増え、繰入金が増え、繰入金が220.8%の大きな増となりました。

また、町債の増については、消防救急デジタル無線等整備事業に係る消防施設等整備事業緊急防災・減災事業債、庁舎整備事業合併特例事業債、伊南保育所建設事業合併特例事業債等によるものであります。

歳出は、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、南会津地方環境衛生組合負担金等による衛生費、新規就農者就農促進住宅建設事業等による農林水産業費、除雪費関係による土木費、さらには消防救急デジタル無線等整備に係る広域市町村圏組合負担金等による消防費が大きく増となる一方、緊急雇用創出基金事業による労働費、現年及び過年度災害復旧事業による災害復旧費が大幅な減となったほか、公債費が減となりました。

また、性質別では、臨時福祉給付金等により扶助費が増加したものの、現年及び過年度災害復旧事業減少による災害復旧事業費が大幅な減となりました。また、義務的経費を構成する人件費は、職員数の減により減少し、公債費についても引き続き減少となりました。

投資的経費のうち普通建設事業費は、学校耐震化事業、再生可能エネルギー導入等支援事業等の減により補助事業費は減少となったものの、単独事業費については、消防救急デジタル無線等整備に係る広域市町村圏組合負担金、庁舎建設事業、伊南保育所建設事業等の増により、最終的には対前年度比17.0%増の決算となりました。

また、災害復旧事業費は、公共土木施設の現年及び過年度災害復旧事業の減少等により、対前年度比54.1%の大きな減となりました。

その他の経費については、対前年度比で大きな増減がありました項目について説明をさせていただきます。

維持補修費の増は除雪費等の増によるものであり、補助費等の増は、振興公社運営費補助金、衛生組合負担金等の増によるものであります。また、貸付金の増は、公共建築物木材利用促進対策事業貸付金によるものであります。

総体的には毎年、財政指標の改善が進んでおりますが、自主財源が少なく、地方交付税に依存する財政構造は変わらないことから、今後もさらなる財政基盤の強化に努めていかなければならないと考えております。

次に、議案第93号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額20億9,248万2,000円となり、対前年度比5.7%の減、歳出総額20億5,351万1,000円で、対前年度比3.9%の減となりまして、歳入歳出差引額3,897万1,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

当該年度の保険給付費は、対前年度比4.4%、6,231万6,000円の減となりましたが、本会計は財政基盤が弱い構造的な課題があることから、今後の医療制度改革を十分注視しながらも、引き続き、ジェネリック医薬品の推進並びに医療費削減に向けた保健事業の実施や医療費適正化事業を推進してまいりたいと考えております。

また、保険税収入は、対前年度比で1.4%、576万2,000円の減となりました。

次に、議案第94号 平成26年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億1,336万3,000円、歳出総額2億1,274万6,000円で、歳入歳出差引額61万7,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳入の後期高齢者医療保険料は、対前年度比2.3%増の1億1,690万5,000円となり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比4.1%増の1億9,345万5,000円となりましたが、本会計は法定の負担割合が定められておりますので、過不足額は次年度以降の会計で精算されることとなります。

次に、議案第95号 平成26年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額18億5,660万4,000円、歳出総額18億3,152万4,000円で、歳入歳出差引額2,508万円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳出決算額の92.8%を占める保険給付費については、介護サービス給付費や介護予防サービス給付費が伸びたことから、対前年度比5.3%の増となり、諸支出金も対前年度比159.9%の増となったことから、地域支援事業費や基金積立金が減となったものの、歳出決算額全体で5.0%の増となりました。

次に、議案第96号 平成26年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額1億4,204万8,000円、歳出総額1億4,157万9,000円で、歳入歳出差引額46万9,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計は、町内合わせて9施設の維持管理経費でありまして、使用料の調定件数は対前年度比67件増の940件でありました。

次に、議案第97号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額4億876万4,000円、歳出総額3億9,376万7,000円で、歳入歳出差引額1,499万7,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により整備済み面積が、田島地域約141ヘクタール、南郷地域が約104ヘクタールで、全体で245ヘクタールとなりました。また、全体の整備済み人口に対する接続率は年度末で76.1%となり、接続世帯数は1,845世帯となりました。

次に、議案第98号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成26年度においては、南郷簡易水道、館岩地域中部地区簡易水道、荒海簡易水道において老朽施設及び老朽管の更新工事を実施し、さらに遠隔監視装置の導入を実施したほか、各簡易水道の適正な維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算は、歳入総額6億9,065万1,000円、歳出総額6億8,661万1,000円となり、歳入歳出差引額404万円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第99号 平成26年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成26年度においては、主に水道水の安定供給を図るため、給配水管布設及び移設工事等を実施しました。

当年度の消費税抜きの損益勘定については、収益的収入1億4,271万8,000円に対し、収益的支出は1億3,882万6,000円となり、差し引き389万2,000円の純利益が確保されました。

また、資本的収支は、収入で7,950万円、支出が1億5,809万7,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,859万7,000円につきましては、損益勘定留保資金、消費税当年度分資本的収支調整額により補填し、決算いたしました。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、6月定例議会に報告しましたとおり、一般会計においては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業や社会資本整備総合交付金事業を中心として、繰越明許費繰越及び事故繰越として総額3億2,444万3,000円を平成27年度に繰り越しておりますので、改めて報告させていただきます。

次に、議案第100号 平成27年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ7億2,785万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億5,616万円とするものであります。

主な補正の要因としましては、普通交付税や繰越金等の決定のほか、今年度事業の一部見直し等各種事務事業費の変更や、障がい児入所給付費事業、各種修繕費の追加等の年度後半新たに必要となる見込みの経費の補正などであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第9款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額公助減収補填交付金の決定により、11万円の減額であります。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により、3億3,574万8,000円の追加補正であります。本年度の普通交付税の決定額は66億3,574万8,000円で、対前年度比2.1%、1億3,573万6,000円の増となりました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者負担分の追加により、39万9,000円の追加補正であります。

第14款国庫支出金は、保育緊急確保事業費補助金等による補正で、67万4,000円の追加補正であります。

第15款県支出金は、ふくしまICT企業等施設整備事業費補助金や森林整備加速化・林業再生基金事業補助金等を計上するほか、既存事業の確定見込みによる県補助金の補正が主な内容でありまして、413万3,000円の追加補正となりました。

第16款財産収入は、土地区画整理事業保留地売却収入等による補正で、546万7,000円の追加補正であります。

第18款繰入金は、介護保険特別会計からの過年度精算金の繰り入れでありまして、175万2,000円の追加補正であります。

第19款繰越金は、平成26年度決算に基づく3億4,430万5,000円の追加補正であります。

第20款諸収入は、建物共済保険金収入等でありまして、471万3,000円の追加補正であります。

第21款町債は、今年度事業費の変動等により補正した結果、3,075万8,000円の追加であります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費は、財政調整基金への決算剰余積立及び公共施設等整備基金への一般積み立て並びにさいたま市自然環境学習受入対策事業補助金等の追加によりまして、4億2,417万3,000円の追加補正であります。

第3款民生費は、2,024万3,000円の追加補正で、障がい児入所給付費扶助費、各福祉施設修繕工事請負費、私立保育園運営委託料等の計上であります。

第4款衛生費は、新規保健指導員の雇用関係経費、舘岩及び伊南保健センターに係る修繕経費等の補正でありまして、485万1,000円の追加補正であります。

第5款労働費は、ICT企業等施設整備事業による光ケーブル増設工事請負費の補正でありまして、822万3,000円の追加であります。

第6款農林水産業費は、農業振興費では元気な産地づくり整備事業補助金を減額する一方、農地費において白沢幹線水路修繕工事請負費、林業振興においては森林整備加速化・林業再生基金事業を追加したことにより、総額で2,007万6,000円を追加補正するものであります。

第7款商工費は、新規事業の南会津の食品等の魅力発信事業委託料を計上するとともに、合宿誘致促進事業委託料、観光施設等の改修工事請負費等の追加でありまして、2,392万円を追加補正するものであります。

第8款土木費は、町道等の維持関係修繕費を追加するほか、社会資本整備総合交付金事業の道路新設改良費において、組み替え及び追加補正をするものが主な内容でありまして、895万7,000円の追加補正であります。

第9款消防費は、消火栓等移設工事請負費等を追加する一方、高規格救急自動車整備事業に係る南会津地方広域市町村圏組合負担金が減額となったことから、420万4,000円の減額補正であります。

第10款教育費は、南郷小学校駐車場整備工事請負費、南会津中学校体育館屋根修繕工事請負費、嶋山城空堀復旧工事請負費、さらにはスポーツ大会等出場補助金等の追加が主な補正内容でありまして、3,847万4,000円の追加補正であります。

第14款予備費は、歳入との関連で1億8,313万7,000円を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第101号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,375万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億



3,425万円とするものであります。

その内容は、歳入では、前期高齢者交付金を追加する一方、退職者医療療養給付費等交付金や高額医療費共同事業交付金等の本年度交付額の確定見込みによる減額補正のほか、前年度決算決定による繰越金を減額補正するものであります。

歳出では、退職者医療療養給付費等交付金返還金を追加する一方、後期高齢者支援金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金等を減額するほか、さらには、歳入との関連で予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第102号 平成27年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,142万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,412万7,000円とするものであります。

その内容は、歳入では、地域支援事業交付金に係る国・県支出金等を減額する一方、前年度決算による繰越金を追加補正するものであります。

歳出では、地域包括支援センター運営委託料を減額する一方、介護給付費国・県負担金等過年度精算返還金及び介護給付費町負担分等過年度精算繰出金を追加するほか、歳入との関連で予備費を追加補正するものであります。

次に、議案第103号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます

本補正予算は、歳入歳出それぞれ7,513万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,005万3,000円とするものでありまして、その内容は、歳入は平成26年度決算に伴う繰越金を追加補正する一方、簡易水道等施設整備費補助金の国の内示が当初見込みの約7割であったことから、国庫補助金及び町債を減額するものであります。

歳出では、新設改良費において、歳入同様、国の内示額に合わせて委託料及び工事請負費等を減額補正するほか、歳入との関連で予備費を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

提案理由の一般会計の決算関係の説明の中で、健全化判断比率の報告は、決算概要の67ページと言うべきところ最終ページと発言しましたので、訂正させていただきます。

以上、本定例会に提案いたしました議案17件、報告2件につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第92号から議案第99号までの平成26年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

木下光廣代表監査委員。

○木下光廣監査委員 代表監査委員の木下光廣でございます。

平成26年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成26年度南会津町水道事業決算、平成26年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、平成27年7月6日から7月16日までの実質8日にわたり、渡部勝善監査委員、湯田哲監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された平成26年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び平成26年度水道事業決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認とあわせて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められたので、ここに報告をさせていただきます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額145億8,340万5,042円、歳出決算額140億6,354万3,535円、歳入歳出差引額5億1,986万1,507円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億4,555万6,000円を差し引いた南会津町の実質収支額は3億7,430万5,507円となっております。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額54億391万1,691円、歳出決算額53億1,973万8,982円で、実質収支額は8,417万2,709円となっております。

次に、町税等の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税などの未納額は1億8,396万5,000円となり、前年度と比較しますと405万1,000円の減少となっております。

国民健康保険税の未納額は1億3,511万円となり、前年度と比較しますと1,551万8,000円の減少となっております。税務担当職員の真摯な取り組みの成果があらわれたものと評価いたします。

一方、使用料等の未納額は、水道事業会計を含めると1億3,705万2,000円となり、前年度

と比較しますと626万2,000円の増加となっております。町税の滞納対策の取り組みに学び、滞納解消に向けたなお一層の努力が必要であります。

一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額は、合計で4億6,985万1,000円となり、前年度と比較しますと1,276万2,000円の減少となっております。今後も町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に鋭意努力する必要があります。

滞納対策として、まず滞納者の現状を十分把握して、その実情に沿ってきめ細かな対応をとりながら、支払い能力の範囲内と認められながらその義務を果たさない滞納者に対しては、公平・公正を期すため、断固とした態度で臨むべきであり、行政の信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に各段の努力を望むものであります。

次に、町債についてであります。一般会計の平成25年度末地方債現在高は149億2,203万3,000円でありましたが、平成26年度末では150億113万円と、7,909万7,000円増加しました。

特別会計の平成25年度末地方債現在高は57億6,496万円でありましたが、平成26年度末では56億3,797万3,000円と、1億2,698万7,000円減少しました。

実質公債費比率は3カ年の平均値で算出いたしますが、単年度の実質公債費比率を見ますと、平成24年度8.2%、平成25年度7.7%、平成26年度5.2%となっております。平成26年度は、前年度と単年度で比較しますと2.5ポイント減少し、改善の跡が見られる結果となっております。コスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

平成26年度の当年度純利益は389万1,566円となりましたが、さらに経費節減に努力されることを期待するものであります。

次に、収益的収支であります。収入については、予算額1億5,230万1,000円に対し、決算額1億5,251万6,335円で、100.1%の執行率でありました。

支出については、予算額1億4,654万1,000円に対し、決算額1億4,223万6,441円で、97.1%の執行率でありました。

上水道使用料の未納額解消についてであります。平成26年度の未納額が627万2,070円発生し、累積未納額は3,126万5,100円となっております。前年度と比較しますと182万6,400円増加しており、使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、滞納解消のために徴収計画書を作成し、滞納解消に努める必要があると考えます。

次に、財政健全化判断比率審査意見及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせてい

たきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により実施するものであります。この法律は、公共団体の財政の健全化に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るため、行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された平成26年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率は、一般会計等の平成26年度の決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

連結実質赤字比率は、一般会計等の平成26年度決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

実質公債費比率については、平成26年度は7.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、問題はありません。単年度で見ても、平成24年度8.2%、平成25年度7.7%、平成26年度は5.2%と良化しております。

将来負担比率については、平成26年度は16.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っており、問題はありません。過去3カ年を比較しても、平成24年度36.2%、平成25年度21.0%、平成26年度は16.6%と良化しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しても問題はありません。

平成26年度の財政指数については、健全財政に向け改善の跡が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少や人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなることが想定され、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。限られた財源を効率的・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現のために、各課は役割を認識し、着実に第2次南会津町振興計画の目標達成に向かって努力されるこ

とを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗り遅れることのないよう、時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘、改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどご覧いただくことで割愛させていただきます。

以上ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 以上で監査委員の報告を終わります。



#### ◎請願・陳情の委員会付託

○五十嵐 司議長 日程第3、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに請願1件、陳情1件を受理しております。

平成27年請願第5号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 それでは、請願の件なのですが、全文を読んで請願としますので、何とぞよろしくお願いいたしますと思います。

請願書、南会津町議会、議長、五十嵐司殿。

請願人、住所、南会津町山口字村上867。

氏名、森林労連林野関連労働組合関東地方本部南会津支署分会、執行委員長、猪俣源一様でございます。

森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願について。

森林は、食糧や水、木材・エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産です。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、山村の疲弊も著しく進行しています。

このような状況下で、間伐等による森林吸収源対策に係る森林整備予算は、この間、年度当初予算では確保できず、平成27年度予算をみても、森林吸収源対策に係る森林整備の必要量

の年平均52万haの間伐等を確保できず、平成26年度補正予算を合わせても、47万ha程度に止まっている状況です。

こうした中、平成27年度税制大綱及び「骨太方針2015」において、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の關係に配慮しつつ、C O P 21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る」とされたところです。

また、山村振興については、山村振興法に基本理念が盛り込まれた附帯決議が確認されているものの、附帯決議を踏まえた、国、地方段階での具体的対策が必要となっています。

よって、森林吸収源対策に係る安定財源確保と山村振興法に基づく山村振興対策の振興を図るよう、国会及び政府に対し、下記事項の実現を強く求めます。

1、地球温暖化防止対策に不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源を追加する等、森林整備推進等のための安定財源を確保すること。

2、地域振興・山村振興に向けて、森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境整備の促進を図るとともに、定住を促進するため、地域の中小企業における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等必要な方策を講じること。

提出先、内閣総理大臣、安倍晋三様を初め、財務大臣、農林水産大臣、林野庁長官、衆議院議長、参議院議長でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お手元に配付しました請願文書表、陳情文書表のとおり、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。

◇

◎発言の申し出

○五十嵐 司議長 ここで、総務課長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 事前に配付してございます平成26年度決算概要及び事務報告の一部に誤りが発見されましたので、その訂正内容をご説明申し上げます。

なお、訂正方法につきましては、本日の議会閉会後に、議長の許可をいただきまして、職員のシールの貼付によって訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、訂正内容をご説明いたします。

初めに、決算概要をご覧いただきたいと思っております。

決算概要の5ページでございます。

5ページの地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてでございますが、この表の欄外に米印の注意書きがございますが、この中で後段のほうに、算定内容は「最終ページ」となっておりますが、この「最終ページ」を「67ページ」に訂正させていただきます。

次に、30ページでございます。

30ページの8、簡易水道事業特別会計決算についてでございます。この総括の2行目、「遠方監視装置」となっておりますが、これを「遠隔監視装置」に、さらに、3行目の「事業認可」を「変更認可」に訂正させていただきます。

決算概要の最後、68ページをご覧いただきたいと思っております。

最後の68ページでございますが、第7、地方消費税交付金の充当状況でございますが、この表の一番下、保健衛生の欄の、さらに老人保健事業の項でございます、老人保健事業の項の事業費の欄の金額「27,183」となっておりますが、こちらを「31,990」に訂正させていただきます。さらに、同じく合計の項、事業費の欄の金額「574,399」となっておりますが、こちらを「579,206」に訂正させていただきたいと思っております。

以上が決算概要の訂正でございます。

続きまして、事務報告をご覧いただきたいと思っております。

事務報告の226ページでございます。

事務報告の226ページ、こちらの農業集落排水に関する事項でございますが、こちらの(1) 加入金・使用料の2つ目の表であります。農業集落排水使用料という表がございますが、ここの表の中の、古町処理区と書いてございます。この古町処理区の項の使用者数(世帯)という欄がございます。使用者数(世帯)の欄の「265」となっておりますが、こちらを「289」に訂正させていただきます。

続きまして、事務報告の248ページでございます。

248ページの21、一番上ですが、教職員住宅貸し付け状況の表でございますが、この表の計のところでございます。計の戸数の欄でございますが、「42戸」となっております。計の戸数の欄の一番下、「42戸」となっておりますが、こちらを「44戸」に訂正させていただきます。

以上、決算概要並びに事務報告の訂正内容をご説明申し上げます。先ほど冒頭でも申し上げますように、この後、閉会後に職員が訂正のシールを張らせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。



#### ◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣をお願いします。

本日はこれで散会します。

次の本会議は9月28日午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時15分



平成27年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成27年9月28日(月曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 5号 専決処分の報告について  
専決第15号 損害賠償の額の決定並びに和解について  
専決第16号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 3 議案第87号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第88号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第89号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第90号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第91号 工事請負契約について(南会津町新庁舎建設事業 地中熱利用システム導入(空調1期)工事)
- 日程第 8 報告第 6号 平成26年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第 9 議案第92号 平成26年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第93号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第94号 平成26年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第95号 平成26年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第96号 平成26年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第97号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第98号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 議案第99号 平成26年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第100号 平成27年度南会津町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第101号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第102号 平成27年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第103号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 平成27年請願第5号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願について  
(産業建設委員会)
- 日程第22 平成27年陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書  
(総務委員会)
- 追加日程第1 議案第104号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第2 委員会提出議案第6号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則
- 追加日程第3 委員会提出議案第7号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 議員派遣の件について
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（18名）

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員

13番	星	光久	議員	14番	菅家	幸弘	議員
15番	阿久津	梅夫	議員	16番	星	登志一	議員
17番	室井	嘉吉	議員	18番	五十嵐	司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
角田厚	総合政策課長	五十嵐正雄	税務課長
渡部正義	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
芳賀美恵子	会計室長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	館岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
梅宮昭広	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、簡単明瞭に質疑されるようお願いいたします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎発言の申し出

○五十嵐 司議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 おはようございます。

事前に配付してございます平成26年度事務報告につきまして、内容の一部に誤りがあったことから、去る18日にその訂正内容をご説明申し上げましたが、その後、新たな誤りが発見されましたので、おわびを申し上げ、その訂正内容をご説明申し上げます。

事務報告をご覧いただきたいと思っております。

事務報告の2ページでございます。

総務課の部分でございますが、2ページの表題が6、情報公開、個人情報保護制度の運用状況の(1)情報公開制度の部分でございますが、①請求権者別の内訳、②実施期間の内訳、それから③の決定等の状況、こちら3つの表でございますが、この表に記載されております全ての数字が、平成25年度の数字のままとなっておりますことから、この後、議長の許可をいただいて、職員が事務報告2ページに係る差し替え分を配付することによって訂正に代えさせていただきますと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、訂正箇所につきましては赤字で表示しておりますので、併せてよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 訂正をお願いします。



#### ◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

ここで議長から申し上げます。

今期定例会での一般質問は、10名の議員から通告されておりますが、このたびの豪雨災害により、本町では未曾有の被害が発生し、現在、懸命の復旧作業が進められております。

町として、この災害対策に緊急に取り組む必要があることから、9月14日開催の議会運営委員会で会期期日日程を短縮することとし、一般質問につきましては、通告者の了承のもとに、執行部側から質問内容に対する答弁書の送致を受けて対処することにいたしました。

全答弁書について既に配付されておりますので、ご了承願います。

以上で一般質問は終了いたしました。



#### ◎報告第5号について

○五十嵐 司議長 日程第2、報告第5号 専決処分の報告について、専決第15号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第16号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題

とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第87号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第3、議案第87号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第88号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第89号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第89号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第90号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第90号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 今回の豪雨で、スキー場の一部が崩壊しているんですが、このスキー場の再開というのは、規模として、予定として、どのくらいまで回復するのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 今回の豪雨災害によりまして、だいぶスキー場及び会津高原たかつえスキー場の一部に崩落が見られまして、スキーオープン時までにスキーヤーまたはスノーボーダーの安全・安心ができる確保をどの程度までできるかということが、今、私どもに与えられた大きな課題だというふうに認識いたしております。

復旧方法の技術的な手法、これについて、今、詳細に検討している段階でございまして、今明確に、いついつまでに完全に復旧しますというお答えはできない状況になっております。

ただし、スキー場等々との協議の中では、一部ゲレンデの閉鎖も含めて、今年度のスキー場



全体としてのコースの縮小はあり得るというふうに考えておりますが、いずれにしても、オープンを目指して最大限の復旧に当たるべきだろうというような方向性を持っているところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○12番 高野精一議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 スキー場の料金のことなただけけれども、随分これ、シーズン券にする何にしる、町外についてはかなりの差があるので、こういう、余りにも差があり過ぎるのではないかと思うわけ。というのは、町外で利用料金、例えばリフトの利用料金が大人1万5,000円で、町外の方は6万円だと。それから、子供で5,000円で、3万円というような、子供についても6倍。

なぜそういうような形で、料金の差というのは決定されたのか。我々にはそうそう想像もつかない、数倍の形なものですから、この辺どういうふうになっているか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今、議員おただしの件でございますが、町外の単独券及び共通券については、条例改正は行っておりません。

最初、まず、この改正に当たっては、町外の単独券でございますが、たかつえが最高高くて5万円を設定しております。あと、一番安いのが高畑の3万円でございますので、上限を5万円に定めて、あとその中で、各スキー場が営業努力の中で料金を設定していこうということで、たかつえの5万円を採用させてもらって、今回、一本化を図ったという内容です。

あと、町外でございますが、これについては、従来の大人6万円、子供3万円ということで、各スキー場共通でございますが、これについては改正は行っていないということでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 そういう形で、改正は行っていないんだけれども、大人は4倍、子供が6倍か、これ。倍数すればね。そういう形で、町外でも何でも、やっぱり子供が多く来れば、父兄だっけついてくるんだし、そういう形で、料金については、またこれ、町外と町内でも、そんなに差をつけなくても大丈夫じゃないかと思うんだけれども、どうなんですか、そこら。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

先ほど、町外の単独券の話を見せてもらったんですが、たかつえが町外の単独、シーズン券でございますが、これが5万円で設定しております。あと、先ほど申し上げましたように、各スキー場独自で、だいくらは町外の単独券が4万円と。あと、高畑スキー場が3万円、南郷スキー場が3万5,000円ということで、単独のシーズン券がこのような金額で設定されております。

そういうことを加味しまして、町外、これは4スキー場乗れる券でございますが、たかつえが5万円だということで設定しておりますものですから、それを下回ることはできないだろうということで6万円ということで、これは従来からこの単価で、合併時からこの単価でやらせてもらっております。

今、議員おただしのように、多く来てもらうにはという話もありましたが、やはり町内と町外を、そういった区別をしているという実態がございますので、その中で利用していただくという内容でございます。

そういうことで、町内外の単独券で定めている金額を下回ることはできませんので、それを上回る金額で、各スキー場6万円で設定したという内容でございます。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからもお答えさせていただきますが、今、観光課長が申し上げましたように、この間ずっと、この料金については、町外、町内、随分と検討してきた経過がございます。第三セクターとの話し合いも随分この間やっておりますが、町外を高くしているというよりは、地元のスキー場を地元のお子さんや大人の方がぜひ使ってほしいと。そのためには、やはり、ある程度料金を安く設定することが必要であろうということでございますので、そういう経過でこのような料金体系になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第91号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第91号 工事請負契約について（南会津町新庁舎建設事業  
地中熱利用システム導入（空調1期）工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎報告第6号について

○五十嵐 司議長 日程第8、報告第6号 平成26年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、これから審議に入ります平成26年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計に係る決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

報告第6号は、次の議案第92号以下、各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにはいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、報告第6号は、議案第92号から議案第99号までの各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにはいたしたいと思っております。

---

◇

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第92号 平成26年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 事務報告の27ページ、4番のふるさと納税推進事業の関係で、質問と意見を述べさせていただきたいと思っております。

実は、皆さんも、執行部側の方も、一応、新聞報道等でご覧になっているかと思いますが、湯川村さんがふるさと納税で、平成26年度実績が3,600件、そして、27年度が8,800名で、そして、3億円を突破して3億3,000万円になったと。ただ、当町を見てもみますと、平成26年度、確かに25年度からすれば、82名の250万円に対して、平成26年度は183名の311万円ということで、一応伸びているわけですが、この湯川村さんの例からすれば、本当に大変な開きがあるな

というふうに感じています。

実は、楠議員と一緒に9月の初めに湯川村を訪れて、なぜこのような形になっているのかということで、私らも調査をして、一番出てきた中身が、説明の中で、お得感があるのではないかとということで、ちょっと皆さんご存じやも、寄附金額5,000円以上で地酒4合瓶が2本、これが500セットで、すぐにほとんどなくなりましたという話でしたんですが、その後、3万円以上で、湯川産コシヒカリ1俵60キロ、あと、6万円以上で湯川産コシヒカリ2俵120キロということで、これは納税者には希望を書き添えて、そして、玄米、精米とも10キロ、精米してからでも同じ重さでやっているというような形で、10キロずつ毎月送ってもいいし、一括送ってもいいというような形で、いろいろ相手の利便を図りながらで、そして、だから、先ほど冒頭に言いましたように、お得感があるということで、私も、こういった財政が厳しい中で、最終的に、じゃ経費的にどうなっているのかということでお聞きしたんですが、3億円超えた中で、最終的には6,000万円から7,000万円の、一応村の財政と。もう、その3億円以上集まった中からすれば、何だ、たったの6,000万円から7,000万円なのかということで、少ない数字ですが、これは大きな財源ではないかと。

なぜかといいますと、片方は、効果としては、湯川の米のPRに、納税者がリピーターで口コミで、そして販路拡大になって、そして、風評払拭にすごく役立っているというふうに判断していますというような、判断というか、ほかの、その方に販路が拡大をしているというようなことなものですから、ぜひ、そういった意味では、このふるさと納税の推進について、確かに二番煎じということになるかもしれませんが、湯川村さんも言っていましたけれども、一応やっているところが、長野県の阿南町というところを参考にしたそうでございます。

そこは余り、湯川村からすれば米がとれないものだから、ある程度期間が限定されちゃうと。うちのほうはそうじゃないんだと。もう8月、私ら行った段階でも、今でも来ているところがあって、それにも全て対応していますというような形で、伸びているというような形ですから、そういうのを、南会津も農業、林業で売っていきこうということですから、トマト、春先はアスパラ、そして南会津産の米も、十分に今、結構以前は米がまずいというふうな形もあったんですが、結構おいしいですし、あわせて、トマトなんか一応ありますから、そういうものをPRというか、農業振興にもひいてはつながっていくのではないかとというような形で、ぜひこれらをもう少し、そういったものに力を入れて、そういうものにつなげていくということが、いいのではないかとというふうに考えてございますが、それで、じゃ、8,800名の方に送ったときに、クレームが1件だけあったそうです。それは、玄米のもみが多かったということで、隣町

の会津坂下町の納税者の方もいたと。結構都市部、あとは大都市圏ということで、名古屋とか北九州、あとは福島県内も結構多いそうです。

そういう意味では、このふるさと納税のリピーターの方というのが、お得心の中で伸びているのではないかというふうに思いますので、ぜひそういうものを、今年度もどのくらいの実績になっているかというのは、私も承知はしていませんが、大幅な伸びというのは、そんなには今の段階では、ないのではないかというふうに思われますので、ぜひこういうものを、一つの大きな、地区の、そういった産業活性化にもつながっていくのではないかというふうに思いますので、ぜひそこを対応されてはいかがなものかなというふうに考えておるんですが、ぜひ執行部側の見解をお願いしたいなと思います。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、お話をちょっとさせていただきたいと思います。それで、私に足りない分といいますか、その分は総合政策課長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、ふるさと納税の制度でありますけれども、私もできるときに、こういうものがないかなと。確かに、ふるさとでいろいろ、子供、自分たちが大きくなって、そしてふるさとを離れて、都会で活躍したり、他の地域で活躍している人が、何とかふるさとを思ってもらえるような、また、普段からそのような、ふるさとを思う気持ちの醸成といいますか、そのような町にしていかないとだめだということは基本的にありますけれども、そういう中で、そのような制度があったらいいなと思っていただいております。

それがこの制度になったわけでありまして、それをうまく、この制度を利用したのが、確かに湯川村さんの米の御礼の品というようなことだと思います。確かに、これは一つの方法だと思いますし、私も、湯川村さんは特に肉牛というか、そういうのもやっているみたいですが、米の生産が非常においしい。農業一本の地域であるということで、その特徴をよく生かされた政策といいますか、対応だなと私は本当に思います。

そういう意味で、実際に3万円以上には1俵と、または2俵とかあるわけでありましてけれども、それも分割して送っているような様子でございますし、そういう意味で、米農家にはふるさと納税を利用した補助事業というような、そういう内容のものかなとも思っています。

一方で、このふるさと納税そのものも、今までも南会津町にも大勢の皆さん方に、本当に大変な浄財をいただいているところでありますけれども、やはりそういういろんな考え方の中で、

返品は要らないよという人もいますし、本当に南会津を応援したいんだと、そういう方もいらっしゃいます。ですから、米とか返品を目的としたふるさと納税をされている方も実際にいますから、それはそれとして、しっかり受けとめなきゃならないと思いますけれども、でもやっぱり、私としては、一方でふるさと納税、応援をしてくださる方の気持ちも十分考慮した中で対応も必要かなと、私はそれも思うんですね。きれいごとばかりでは済まないとは思いますが、やっぱりそういうこともいろいろ含めた諸々のものが、このふるさと納税の今の現実のあり方だろうと思っています。

そういうことで、町としても、御礼に関しては、南郷トマトであったり、いろいろ希望のものを選べるようなものもございますから、そのようなことで、趣旨はご理解いただいていると思いますが、なかなか湯川村さんのような爆発的なコシヒカリの、そのようなことで、ふるさと納税が集まっていないことも確かであります。

しかし一方で、本当に、この南会津を、出身でなくても南会津を応援するよと。今度のまた災害でもありました。本当に大変な災害、本当にお見舞い申し上げますと。そして、そういうことで、本当に南会津の復興に役立ててくださいというようなコメントもございますし、いろんな方がございますので、そこも含めた中で、町としてもいろんな対応ができることを考えていかなければならないと、それも思っています。ですから、そこら辺は、いろんな情報も聞いていて、そして、ふるさと納税をしていただいた方に宿泊券とか、そういうのも進呈している地域もあるようでございますが、いろんな工夫をそれぞれされていると思います。町としても、その辺も、いろんな目的の方がいらっしゃいますから、そういうことも十分状況を把握しながら、対応していければとも思います。

確かに厳しい状況でありますから、本当に心から応援していただける方、それから、本当にまた、南会津をPRするいい機会でございますから、その辺も含めた中で、町としてもやれることはやっていくのがいいんじゃないかなと。ですから、幾つかのケース・バイ・ケースを考えながら、今後の対応が必要かなと、そのように認識しております。

具体的にどのようなことになるかという、まだまだこれからのことはございますけれども、私としては、一義的には、本当に応援してくださる方をしっかり配慮した中で、町としての対応を考えていくのが、まず一番の趣旨の部分ではないかなと私は考えております。

そういうことで、いろんな、地域でも考え方はあろうかと思えますし、地方創生に対しても同じようなことが言えるかと思えますが、町としてはそのようなことも、いろんなケースを考えながらやっていく必要があるだろうと、そのような認識でおりますので、ご理解お願いした

いと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 私からは、納税の町の実態について報告をさせていただきますが、26年度から27年度になった際に、いわゆるお得感の部分での特産品については、雪の舞を加えさせていただきました。それについても、3万円以上の場合、湯川村の半分ですが、30キロということになっております。ただ、回数については3回に分けて、希望によってお送りいたしますというような取り扱いをさせてもらっているところでございます。

また、町長からございましたように、今回の災害等への応援メッセージも添えて、現在、かなりいただいているところがございまして、9月の段階で、納税額につきましては、この記載にございます昨年311万1,000円でしたが、申込金額については、既にこれを超えている額がお寄せされております。

今後の取り組みといたしまして、お得感、さらには、情報発信が極めて大切だというふうに認識しておりますので、28年度に向かいますとは、町長答弁にございましたように、応援してくださる方の気持ち、こここのところも大切にしながら、町として、さらにお得感の部分も含めて、見直しを検討していきたいというふうに考えております。

ただ、総務省、国のほうからは、そこに余り走らないことと。ふるさと納税の本来の趣旨を十分理解しながらというようなことの指導もいただいておりますので、あわせて検討してまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今ほどの課長の、総務省の指導もあるんだということなんですが、私のちょっと認識違いであれば訂正していただきたいんですが、ふるさと納税については地方交付税算定の減額措置にはならないというふうに、私自身は認識しているものですから、プラスアルファにつながっていくんじゃないかと。そして、なおかつ、3億円で6,000万円から7,000万円ということですから、逆に、ほとんどそんなに、率合からすれば、かかる経費のほうが高いんだということなんですが、それは、当然農業なり、そうやって、米がほとんど1万俵くらいは、60キロ単位で10万俵生産が、湯川村さんはするそうですが、1万俵くらいはそちらで対応がなっているというような話も聞いてまいりました。

確かに、私も執行部の答弁は、先ほど町長が言われたような答弁がされるのかなというふうには考えているんですが、ざっくばらんに言って、お得感とか、何か目新しいものがない限り、そんな爆発的な、例えば前年度3,600万円が、その倍以上の8,800万円にいくなんていうこと



はあり得ないんですよ。実際のところ、確かにそういう気持ち、そういう人がいるというのも、俺はこんなものをもらうためにやっているのではないんだよというのも承知はします。そういう人もいるだろうというふうには思います。

ただ、こここのところのところを、少し南会津がそういう産業振興に向けてやっているんだというのを、ちょっとアピールも含めた形で、それが紛れもなく、地区のそういった農業振興等々につながっていくというのは、これは金が内部でその分が動くわけですから、そういうのが、一つひとつ大事なのではないのかなというふうに考える。決して、やっていることがだめだという意味じゃなく、プラスアルファで、そういうアピール度を高めるような形も検討されてはいかなものかというふうに考えますので、ぜひ、最初の点と後の点の関係も検討していただければなというふうに考えます。

よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私の答弁と、それから、課長の答弁の中でのお話でありますけれども、総務省のほうの考え方そのものは、過当競争にならないようにと。必要以上の競争にならないようにということであろうと思います。町としても当然、それは相手の気持ちもしっかり尊重した中で、対応していくことが一番大事だと思っていますし、実際に、私も本当に、米がこれだけ苦戦している中で、湯川村はいいアイデア出したなと本当に思います。

ですから、そういう意味で、町としても、農産物に限らず、いろんな商品がございますので、いろいろご指摘いただく、ご指名といたしますか、こういうのも欲しいというのが選べるようになっていきますし、そのような御礼を今現在もしているところであります。情報の発信の仕方、あるいは、まだまだ南会津に対しての認知度の低さというものがあるのかなとも思いますし、そういう中で、町も反省した中で、しっかりその対応していく必要があるだろうとも思っています。

金額云々もありますけれども、確かに、この成績そのものは、金額にあらわれるものが結果であると思うので、そこら辺はしっかり認識した中で、やらなきゃならないと思っていますが、そういうことを踏まえた中で、この地域の、ある意味、みんなが南会津町を応援してくれるというような、そういう町にもならないと、まずだめだと思っていますので、そういうことも踏まえた中で、町としてしっかりPRをして、そして、それだけの対応ができるような、そしてみんなに思ってもらえるまちづくりに努めていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解

をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 何点か質問なり要望させていただきます。

まず、第1点目は、事務報告の中の31ページなんですけど、地域乗り合いタクシーの運行維持、こういう項目があります。これ、デマンド交通のことかと思いますが、例えば委託料が、南郷地域に対しては864万円、年間の乗車人数は4,500人だと。そうすると、1人当たりの委託料というのは、大体1,900円ぐらいになると。問題はこの下なんです。館岩地域乗り合いタクシーですね。これは1,370万円の委託料。年間の乗車人数は2,000人。大体これ、1人頭、1回乗ると7,000円の委託料を払っているわけですよ。その下の栗生沢線なんかは、まあまあ利用も多いし、880円ぐらい。萩野・藤生などは大体1,700円ぐらい。このぐらいの委託料を払っているわけです。館岩のほうは7,000円ぐらい払って、さらには、2便で帰ってくるのにまた乗れば、1万4,000円、この人に払うわけですから、ちょっとこれ、何か私、納得がいかないというか、皆さんも考える点かなと思うんですが、町長のお考えはどうですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えいたします。

議員おただしのお通り、単価につきましては、今のこのようなことになっております。この乗り合いタクシーにつきましては、館岩地域の件でございますが、スクールバスと乗り合いタクシー、会津交通のほうに委託しておりますが、参入業者が現在のところ、競争するというようなところまでには至っていないというのがまず一点ございまして、しかしながら、町民の館岩地域の足を確保しなければならないというような実態がございます。

それで、昨年度、さらに利便性を図る中で、乗車人数を上げられないかというようなことで、事業の一つの検証といいますか、一部見直しをして、実証実験をさせていただきました。これは、議員前段に申されましたデマンドタクシーと同じような形で、タクシー予約で乗っていただける、その期間を設けましたところ、ある意味、利便性については、当然のことながら、向上したというようなアンケート結果をいただいているんですが、残念ながら26年度、そして27年度については、課題を抱えつつも、その見直しといいますか、検討の方向性については、まだ至っていないという現状でございます。

問題意識としては十分持っております、現在そのようなことも、実証実験等も行いながら、何とか委託料の負担額の減額、そして、何よりも館岩地域の人たちの利用者の利便性、ここに

つながらないかということで検討を進めているというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 これは、利用している人にとっては、大変ありがたい制度かとは思いますが、問題は、ほかの地域の委託料を割ってみると、2,000円以下だということになれば、館岩だけが7,000円も払ってやっているんだと。これ、ちょっと問題だと思うんですよ。館岩の人だって、2,000円ぐらいを限度にして、二二が四で400万円ですよ。そのぐらいで、これはやってももらえないかというような、会津交通に対して交渉ができないものかどうかね。

例えば、タクシー使って往復しちゃって、1万4,000円かからないじゃないですか。これ、何人かで乗ってくれば、何人かと打ち合わせして相乗りしてくれば、もっともっと安くできるわけです。そういう点をひとつ、この問題は、執行部の皆さんとか我々議員でこの問題を立ち上げて、委員会でもつくって、何かいい方法があると思うんですよ。だから、その辺を検討していただけないかどうか、町長さん、お願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も、この公共交通、物すごく悩ましいといえますか、やらなきゃならない、そういう中でどのようにしたらいいのか。先ほども総合政策課長から答弁ありましたが、本当にいろんな工夫をしながら、地域の人たちとも話ししながら、やってきた経緯がございます。

この報告書のキロ数でありますけれども、南郷地域が30キロ、それから、栗生沢が14.2キロとか、萩野・藤生が18.8キロとありますが、館岩地域は116キロあるわけですね。館岩地域は、地理的な状況の中で、国道から出入りする、そういう地域性があるかと思うんです。そこで、人口密度も低いということでもありますし、ですから、ある程度の対応するには、業者も採算が成り立たなければ引き受けられるわけいかないし、その辺の状況もあって、このような数字が現実にあらわれていると、そういうふうに、今現状の把握としては思っています。

一方で、本当に私たちのこの地域全体的でありますけれども、高齢化していて、運転免許証をどうするんだと。買い物とか、それから、病院に通院するのにどうするんだというような課題がありまして、そうした中で、なかなか免許が離せないと。でも、本当に、運転がなかなかおぼつかないような人まで運転をしなきゃならないような現状もあるということも認識した中で、ある意味、高齢者対策であったり、地域の対策であると私は思います。

そのようなことを含めた中で、町としても本当に、このことは、これからもまだまだ高齢化

が続く中で、大きな課題とも思っていますから、本当にいろんな知恵を出して、何とか工夫しないと、どこまでもどんどんいくのかなとも思っています。

そして、また一方で、私どものほうもこれ、ある程度定期的に走っているわけでありませけれども、会津鉄道、野岩鉄道を利用した方の二次交通、そういうものも考えたときに、私たち、会津バスもありますけれども、そういうことも考えたときに、総体的にやって、じゃ、私たちが全部デマンドにしていなのかと。その辺の問題もあったりして、なかなか現実的には、正直、いろんな課題が多い事項でございます。

そういうことも、実際には。ですけれども、これは現実でありますので、そこらは大きな課題だと思っていますから、今後もしろいろ検討を加えながら、工夫をして、そして、利用者の利用しやすい交通とは一体何なのか。それから、私たちといいますか、財源が、できるだけ費用がかからないようなやり方、利便性を求めた中での、相反するかもしれませんが、その辺の妥協点というのか、そういうことを模索していく必要があるだろうと、そのように考えています。

ですから、今後とも大きな検討課題だと、そういう認識でおりますので、いろいろ皆さん方にもアイデアをいただいた中で改良を加えたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えいたします。

8番議員のほうから、検討する組織の件でご質問が出されております。

館岩地域で、館岩地域のさまざまな団体、あるいは利用者の方を含めた、実は検討会を持っておりまして、館岩地域の公共交通のあり方、これについて検討を進めております。また、町といたしましては、交通対策協議会、そういった協議会の中で、この検討するステージがございますので、それらの既存の、新たな立ち上げということよりも、組織を活用しながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 わかりました。

それでは、関連するところなんですけど、30ページの公共交通対策事業という中で、第三セクターの鉄道ですね。これの決算状況を見ると、損失、これまでの当期損失が、両方合わせて約20億8,000万円ですね。莫大な金額に、今なっているわけですよ。

こういうものを、毎年やるたびに、これは赤字がかさんでいけば、物すごい大きな問題にな

っていくと思うんですが、これ、20億円からの借り入れしていたら、利息だけでも大変ですよ。この辺、当町は大株主でしょうから、どのように考えられているか、今後の処理に対して、ちょっとお聞きします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

会津鉄道、野岩鉄道、この31ページに記載をしております会津総合開発協議会の負担金、このところでございますが、議員おただしのおり、累損がどんどん増えているということで、基本的な枠組みといたしまして、会津鉄道であれば、県と会津17市町村で、いわゆる経常損失分を一定のルールに基づいて補填していると。野岩鉄道につきましては、栃木県を含めて、その補填をしているということになっております。

それで、現在、会津鉄道、野岩鉄道が借り入れしている部分のところにつきましては、特に町が負担するというのではなくて対応しているんですが、ご指摘のとおり、どんどん経営の状況がよくないというのは確かでございますけれども、3年ごとに両鉄道とも、経営健全化のための計画を策定して、その状況については随時、いわゆる構成市町村が現状の状況を把握しながら、意見を申し上げてきているということがございます。これが一区切りになっておりまして、28年度からまた3年間の、現在、経営計画の検討を進めているという状況になっております。

したがって、累損の借り入れにかかわる利息について、町が負担をしていくというようなことはありませんで、現在のところ、出資金の中の、そこは食い潰している状況にはございますが、そういう状態にはなっておりますが、そこを超して借り入れをしているという状況は、両鉄道ともございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 それでは、質問をさらに変えます。

この事務報告の10ページの管財係という欄でございますが、そこに、蕨園の貸付金額ということで、藤生の蕨園ですね。例えば、これは年額、知れたものですが、4万2,500円、あるいは、後の17ページには、花嫁衣装貸し出し事業、これは田島連合婦人会と。これは月額1万2,900円、年間にすれば15万円以上になるわけですよ。こういう団体、あるいは南会津、その下の森林組合でも、針生小学校の貸し付け、家賃ですか、これが年額26万6,000円。

個人のあれは別として、こういう団体的なものの貸付金というのは、来年度あたりから無償にしたらどうかという要望で、私、質問するんですが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

この事務報告にございますように、かなりの団体に町の土地、普通財産として貸し付けしているわけにございますが、当然、その貸し付けに当たっては、それぞれの団体から町に対しての申請が上がった中で、その時々、ケース・バイ・ケースなんです、相手方のいわゆる借りる目的、それから、実際に借りた後の事業の内容、それから、それによる収益があるのかどうか等々、総合的に勘案して、無償であったりとか、あるいは有償であるというような判断をしております。

特に無償の場合は、やっぱり公共性が強いという場合、非常に地域の皆さんにとって必要なものというのに対しては、無償という取り扱いをしておりますが、基本的には、団体の中である程度の収入が上がるものについては、有償ということでやらせていただいております。そこをまずご理解いただきたいと思いますが、今、8番議員おただしの内容については、今後、かなりの件数がございますので、やっぱり一つ一つ検証していくべき必要があるだろうというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 婦人会の貸し出し事業というのは、今は成人式とか何かにも、そういう需要があるんだと思いますが、昔ほど、結婚式があったり何かして、そういう貸し衣装のあれというのは、もうほとんどなくなってきている状態だと思うんですよ。

だから、これ、あたご館内を借りてやっているようですが、15万円という金は大変な金だと思うから、できればこういうものは無償にやっていただきたいし、あるいは藤生の蕨園でもそうですね。区で全区挙げて、皆さん、春先に山焼きをやったり、あるいは老人会の方たちが入園料を交代でとったり、その手間は大変なものですよ。ですから、これは、町も山があると思うんですが、この辺は無償にするということで、私はいいいんじゃないかと思うんですが、ひとつよろしくご検討お願いします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

それぞれ各団体と賃貸借契約を当然結んでおりまして、その中で何年とか、あるいは毎年更新とか、いろんなケースがありますが、やはり今おただしのように、社会情勢の中で、例えば連合婦人会、現在かなりご指摘のように、花嫁衣装を借りる方はかなり少なくなっているということは承知しております。祇園祭はかなりあるようですが、そういう社会情勢の変遷とか、

その団体の諸事情、それから、そのやっている中で公共的なものも強くなってくるとか、いろんな場合がございますので、その更新の時期に、やはり町と、それから借りる団体との中で、協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、団体のほうからそういう申し出がございますれば、庁内の中で十分検討させていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは1点だけ。

決算概要の64ページ、119番のさかい温泉整備事業、同じく、事務報告の中でも230ページに観光施設の管理運営ということで、さゆり荘関係あるわけですが、さゆり荘は本当に、昭和40年代の後半から西部地域の観光拠点として、本当に先駆的な施設として担ってこられたわけですが、多分、老朽化も進んでいるのではないかなというふうに感じるわけです。

花木の宿は建設して20年ということで、今、休館をしているわけですが、施設内容は違いますが、このさゆり荘を今後の改修とか、そういった総合的な整備計画というものを進めていくのか。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員おただしのとおり、さゆり荘につきましては、老朽化が進んでおる施設だというふうに、まず町として認識いたしております。これに向けて、いわゆる建てかえ計画をつくらなくてはいけないというふうに思っております。現在のところ、いわゆる西部地域に、補助地域といえますか、対象となっております只見川電源流域の支援事業を目指して、平成30年を計画の実施予定にしたいというふうに、今、いわゆる素案づくり、基本計画づくりを進めているというふうに考えているところでございます。

なぜ平成30年かということにつきましては、ご承知のとおり、さいたま市の子供たちの受け入れのために、現在、舘岩地域に増設計画をさいたま市さんがされておまして、来年度から28、29年度の2カ年間で整備をしたいというふうになってございます。それが計画どおりいきますと、いわゆる南郷地域のほうの、今さゆり荘がカバーしている分、ここが軽減化されるというようなスケジュールがあるものですから、そういう意味で、そのときの事業の採択、あるいは町の財政状況を勘案しなくてはいけません。そういったスケジュール案で、今のところ、素案づくりを進めているというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 その30年に向けまして、今後そういう計画があるということを、どこかの年度で南郷地域の方、あるいは西部地域の方に周知をしていただいて、やはり、さゆり荘というのは本当に、西部地区では先駆的な建物でございましたので、そういう周知をされて、要望に十二分に応えられるようなことで進めていただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 答えいたします。

南郷地域にかかわらず、それぞれの地域で、いわゆる一定の耐用年数を踏まえた経過年数、老朽化した公共施設が多くあるというふうに認識いたしております。南郷では、役場の隣に土木事務所が入った建物もございますし、これにつきましても、福島県と協議をしながら、いわゆる耐震化、あるいはリフォームと申しますか、そういった計画をつくる際に、地域の方々にお集まりいただき意見を述べる、検討する機関を設置しているところでございます。

そういうものを踏まえて、年次計画ごとにそれぞれの地域で、地域の人たちの、町の人たちの代表、あるいは声が集まるように、そういった工夫はしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ございませんか。

13番、星光久君。

13番議員に申し上げます。複数に質問がまたがる場合は、最初に質問事項を明示してください。

○13番 星 光久議員 わかりました。複数にまたがりません。単独ですので、よろしくお願ひします。

監査報告書の中で、3ページ、不納欠損処理についてという中で、いろんな税の滞納、いろいろあるんですが、825万2,000円の不納欠損処理をされたという中で、この中に期間とか、あるいはどういうものが処理されたのか、お願いします。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○五十嵐正雄税務課長 答えいたします。

不納欠損処理に当たりましては、地方税法にのっとりまして対応しておりますが、まず、執行停止をしまして3年継続したものについて不納欠損処理をする場合と、それから、即時執行停止を行うもの、それから、5年の消滅時効期間によって不納欠損処理を行うという3種類があるわけですが、ことしの場合ですと、執行停止後3年に該当する件数につきましては、人数でいいますと59名でございます。それから、即時欠損処理ということになりますと、該当者



が2名ということであります。5年時効によります不納欠損処理については115名ということで、金額、それぞれ合計しますと、1,763万7,000円ほどということになってございます。これは一般会計と国保会計を含めた数字でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 税金、町民税だの、そういう形では、これはきちんとしてわかるけれども、特別土地保有税21万9,000円とありますよね。そういう形で、5年とか何ぼとかあるけれども、例えばの話、10年も20年もたった土地が利用されていないと。そういう場合は、どういう処理に当たるんですか。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○五十嵐正雄税務課長 お答えいたします。

土地の、その方が所有しているわけですから、その土地を利用しているかどうかということに関しましては、税の課税と全く関係ございませんので、土地は所有しているものに対して課税をいたします。

土地の所有に関しましては、登記が原則となっておりますので、町としては登記上の所有者に対して課税をするという、地方税法にのっとりまして課税をしております。

以上です。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 遠回りしたってしょうがないけれども、中身について言いたいことは、例えば具体的例を出しますと、荒海中学校の土地問題について、あれは30年も過ぎているのね。そういう形で、監査事項の中で、前の監査委員が1回指摘されたことがあるんですよ。町で買って利用もできない、そういうあれはだめですよと、町で指摘されたと思うんです。そういう形で、ペーパーに載らないと、俺らもいなくなる、あと執行部もいなくなる。30年も過ぎている中なので、監査指摘にも何も上がっていないと、ペーパーにも一つも載ってこないというような中身であれば、関係者がいなくなったら全然わからなくなってしまふ。

そういう中で、荒海の土地の問題、町長も十分わかっていると思うんだけど、また出したのかと思っているけれども、こういう中で、監査事項の指摘事項に上がらないのか。それとも、会計処理のほうで買って自分のもになっていない場合、どういう処理されているのか。不履行、履行、やっぱり点検も必要だと思うんですよね。随分これ、年数がたっているから、思い出したくないと思うんだけど、こういう中で、別に監査委員答えてくれとか、何答え

てくれなんて言わないですが、そういう処理の方法はどうなっていますか。お聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 もう一度よく説明していただけませんか。執行部もちょっと理解できない面もありますから。

13番。

○13番 星光久議員 今、具体的に荒海中学校の土地の問題を出したんだけど、町で使用できない部分があるという中で、こういう監査報告書の中にも、少なくとも載ってくるのかなと見ていたんだけど、ここにも載っていないようですので、そういう処理はどういう形にすればいいのか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えをさせていただきます。

荒海中学校の土地問題については、今までの議会の一般質問、あるいはその他の質問でも、問題が明らかになっているというふうに認識いたしております。

過去において町が買収した土地、登記上は町のものに、いわゆる登記の変更はされております。しかしながら、個人の建物が占有されている状況が、残念ながら、ずっと続いているというふうに思っております。それについては、裁判した経過もあり、あるいは、所有者とのさまざまな話し合いが持たれているというふうになっておると思っています。その時々、いわゆる社会情勢での教育委員会としての考え方、あるいは町としての考え方を示しているというふうに思います。

しかしながら、星光久議員が一番ご承知のとおり、いわゆる今、占有されている建物の所有者が、町に対して、あるいは教育委員会に対して土地の明け渡しをしていない。それについては、さまざまな理由が述べられていることで、現在もまだ合意されていない現状だというふうに思っております。

そのことについて、我々としては、解決されない事項として、教育委員会の内部事務、あるいは町の、いわゆる町有地の管理する土地ということで、それぞれの課題の中で整理されていくべきだろうというふうに思っております。議会に対して報告する内容には含まれていないというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 そういう形で、早く、理解できるような内容で報告してもらいたいと思います。それと、今、建物として、あの場所を認めているのか、認めないのか。屋根もな

い、何もない。柱というんだか何だ、ぽつんとして、雑草すごくて、ある団体では草刈りやっていたら、歩道、中学校の通学路だから、歩道をきれいに、ある団体で刈ったら、俺の場所だから刈らないでくれというような形までクレームついて、そこを刈らないできた経過もあるので、そういうことも含めて、早急にこれ、解決する方向でやってもらいたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えします。

早急に解決したいご希望が随時表明されておりました、そのことに関しては、まず私どもも理解しております。それぞれ今までの、教育長答弁にもありましたとおり、我々がコンタクトを全くしていないということではなくて、その都度にコンタクトをとって、相手側に要望を出していることは事実でございます。そのことの合意形成が、残念ながら図られていないということは、星光久議員もご承知のとおりなので、町としては、その意思表示はしっかりとしていくということで、きょうの答弁はその段階でご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 そういう形で、解決したいという気持ちは変わらないということは我々も承知していますが、やっぱり、実際解決しなければ、解決しないと言わざるを得ない。そういう中で、監査のほうには、そういう何十年もたったのは上がってこないですか。

○五十嵐 司議長 監査委員。

○木下光廣監査委員 先日、決算審査の報告をさせていただきましたが、決算審査につきましては、26年度の決算審査をしております。今、議員さんおただしの件は、財産に関する調書についての中の一部、こういうことかもしれませんが、財産に関しましては、26年度に新規取得した物件等について、我々は重点的に見ております。ですから、それ以外の物件、30年も前に買った物件はどうなっているかと、そこまでは監査はしておりません。そこまでは承知しておりませんので、今回の意見にもその辺は述べておりません。そういうことでご理解をいただきたいと。

以上。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 私のほうから、先ほどの荒海の土地問題につきましての今年度の取り組みということで、前任の教育長のほうから申し送りがありまして、本年5月に実際に動きまして、相手方とお話をまいりました。

なかなかやっぱり、ご理解いただけないところもあると思いますので、今後粘り強くご理解

を求めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 事務報告の99ページ7番と137ページの3番について質問いたします。

よろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 もう一度、大きな声でお願いします。

○10番 楠 正次議員 事務報告の99ページ、7番の不妊・不育治療費の助成制度について、それと、137ページ、3の除雪事業について、2点伺います。

不妊・不育治療費助成制度について、一般質問でも質問させていただいて、大方のところを答弁いただいているんですけども、実質、この制度を利用されて、2人の方が出産に至ったという答弁がありまして、24年に新規事業として上がったものが、非常にうれしく思いましたけれども、この制度を利用されて、来月出産を迎える方が1人いらっしゃいます。

これは、不育治療の助成について、もう少し必要かなということで質問させていただきますが、那須塩原市の東日本国際医療福祉大学病院のほうに、妊娠がわかってから毎週行かないと、赤ちゃんが育たないという症例があるということで、この制度、本当によかったなというふうに思いますけれども、そこについて、通うのには、本町からだ平均すると約70キロ、館岩地域からだ85キロ、伊南地域からだ100キロ、南郷地域からだ110キロぐらいの距離にあります。それを毎週ということなので、ぜひとも、室井議員は今回、分娩に対するアクセス支援ということを一般質問でされていましたが、この経済的・精神的負担に対する軽減のために、今後、もう少しこの部分を拡充ができないかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

確かに、この南会津病院産婦人科、今、中央病院のほうから先生が来ていただいていますけれども、なかなか出産に至らないと、そう思います。助産院もありますけれども、当地域でお産をするということは、非常に厳しい地域であるということは、本当によく認識しておりますし、本当に子供を産むということが、大変な負担がかかったりするという事も承知しているわけでありまして。

一方で、どこまでどのようにやったらいいのかということ、いろいろ課題がありまして、

今回は不妊・不育、その治療の中で、そのような成果があったということはそうでありまして、特殊に、そのようなケースの場合は余計、普通の生まれる場合と、また違った経費のかかりようがあるのかなとも思いますが、一番は県のほうに、国のほうにも、産婦人科医の常設を何とかお願いしているところではありますが、これは全国的になかなか厳しいということでありまして、私たちの本当の要望といいますか、この地域挙げてでありますけれども、全国でしようけれども、何とか産婦人科、この南会津病院にも開設できればいいなど、そういう強い思いを今でも持っています。

そうした中での、それまでの間、なかなか支援のあり方というのも、こればかりじゃないし、いろんなケースが考えられて、子育て支援、これはしっかりやっていかなきゃならないと思いますが、人口問題もありますから、結婚から、それから出産から、若い人たちのいろんなそのような対応、総合的な中での話になろうかと思えます。そのうちの一つだと思いますが、この辺も含めた中で、どのようなことができるのかということ、先ほどの公共交通の話もありましたが、そういうこともいろんな、我々のこの地域としては大きな課題でありますので、全体的にどういうふうにしていったらいいのか。福祉事業から、あるいは本当に生活に関連する事業、そういうものをやはり検討して、そして、総体的な解決策を見出していく。そして、必要とあらば、そこは思い切った施策も必要だろうと思えますし、どこまでやれるかということ、今後検討していきたい。

それが課題であるということは、認識しているところでございますけれども、なかなかそれを実施するというふうになると、じゃ、こっちどうするの、あっちどうするの、そこら辺の検討をなかなか十分できていないということは認めざるを得ないんですが、そんなことも含めて、子育てしやすい環境、それから、本当にこの地域に安全・安心で住んでいただけるような、そういうまちづくりということを考えて検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。この治療が、福島県内ではできないという治療で、東日本のほうまで通わなくてはいけないということをお知らせしておきます。

先ほど、私、137と申し上げたかと思うんですけども、157ページの間違いでしたね。すみません。

町道の除雪についてなんですけれども、寺前の町営住宅をつくったところから橋を渡った、町営住宅側から見ると橋の斜め前という形になるんですけれども、そこに住宅を見に行くと

きに、その地域の方に、このガードレール、何年もこのままだと。見るところによると、少々  
の力では、あれほどガードレールが沢のほうにぶら下がったような状態、下はしっかりしてい  
るのに、切れてぶら下がったような状態になっているので、除雪だったんじゃないかなという  
声でしたけれども、そのまま何年もあって、必要がないのであれば、それは撤去すべきだろう  
と思いますし、その原因は何か把握していますか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えします。

寺前住宅のガードレールにつきましては、確かに沢、小さな小沢が走っておりまして、そこ  
は排雪場所になっておりますが、ガードレールがございました。多分、排雪の作業の際にガー  
ドレールを破損したというふうに考えております。現場を早急に調査いたしまして、撤去する  
ものは撤去する、必要であれば再設置するという方向で検討してまいりたいと思いますので、  
ご理解願います。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 脱着式のものも、排雪場であればできると思います。あのままだと、  
本当にあそこ、遊んでいる子供たちにとっても、景観上もやっぱり、町で管理するものは、個  
人のものはやむを得ませんけれども、きちんとやっぱり管理すべき。それはやっぱり、心の傷  
になったり、いろんなところに影響すると思いますので、ぜひ早急に検討して、解決をしてい  
ただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 ただいま議員からありましたように、防護柵の再設置につきましては、  
着脱式の防護柵も含め検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

11番。

○11番 山内 政議員 発言の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど私が質問した中で、花木の宿を休止というふうに申し上げましたが、小豆温泉が休止  
なので、訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 3点ほどお聞きをしたいというふうに思います。

まず1点は、事務報告の138ページの会津高原だいくらスキー場の管理運営関係の施設整理状況の部分について1点、あと2つには、139ページのあらかい健康キャンプ村の管理運営について、あと3点目、140ページのところの(11)地場産品展示販売施設の管理運営の3点についてお聞きをしたいというふうに思います。

それで、1つ目のスキー場の施設整備の関係についてお聞きをしたいというふうに思います。

これは別に、だいくらスキー場に限ったことでお聞きをするわけでもありませんが、町有の観光施設の指定管理の関係で、この間純民間業者等の参入等を図りながら、より健全経営というか、そういう立場で、この間、町も各町有観光施設の存続、運営ということに努力をしてきたというふうに思います。

そういう中で、かつてそういうようなことに踏み出す時の話として、今現在、西部地域のほうのスキー場の管理運営をしておりますマックアースリゾートの会社は、もうリフトかけから、スキー場の整備車の取引から、スキー場に関することは修理も含めて全てやる会社だと。いえ、そういう会社がここに来るということで、そういう面からのメリットもあるというような話も、あの当時お聞きをした経過があります。そして、そういう会社が入って何年かたつわけでありましてけれども、今もって、そういったことの利点というか、そういうことが、生かされてきていないのではないかなというふうに私は思います。

本来であれば、例えばリフトが壊れた、あるいは雪上車を新しく購入する。こういうことでも、今までよりは格段に安いことでできるんだなというようなことで、実はあの当時、説明を受けた時点では、そういう思いを強くしておったんですけれども、今時点、なかなかそういうことが、目に見えた形として出てきていないということについて、ちょっと、どの辺に原因があるのかね。あるいは、いろんな規制とか、何か縛りがあって、そういったことができないというのか。その辺、お聞かせをいただきたいなということでもあります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

指定管理を公募するということで、民間も含め、全国から募集したわけでありましてけれども、確かにいろんなプレゼンテーションを受けた、そういう中で、私たちのこの地域にとって、観光施設、スキー場ばかりじゃありませんけれども、やっぱり維持管理費、大きな課題でありますし、実際に第三セクターの評価委員からも、第一次の場合は、継続とか廃止とか売却とか、いろんなショッキングな答申も受けたわけでありましてけれども、そうした中でやっぱり、全体

的にどのような影響があるかと、そういうようなことも含めた中での、それを実施するというよりも、まずいろんな方法の中で考えようといったのが、その公募であります。そうした中で、プレゼンテーションを受けて、マックアースリゾートが、高畑スキー場と南郷スキー場を今、指定管理で管理してもらっているわけでありまして、そのような提案もありました。

簡便、簡易な修繕とかそういうのは、自分のチームも持っているということで、やれるというようなお話もいただきましたし、実施にそうできるのかなと期待もしておりましたが、現実にはなかなか、正直厳しいものがありまして、ただ、相手の事情ばかり考えているわけじゃなくて、それぞれの会社の事情もあろうかと思えますけれども、ただ一方で、圧雪車等の修繕なんかも、かなり町の業者がやっているんですね。それ全部マックアースが、じゃやるよとなったときに、また別な影響が町としては出ると。もろもろのことを考えれば、必ずしもそれを全部履行してもらって、100%じゃないかと言えないような状況も考えられます。

それは、しかし一方で、やっぱりどのように、経営改善といいますか、経費を浮かすということも非常に大きな課題でありますから、それはマックアースも含めて、町も当然、それは重視していかなければならないと思います。そういうことで、マックアースにもそのような話をしているところでございますけれども、まずできることからやってくれと。2シーズン目ということで、ことしなりますけれども、そういうことも含めた中で、今後の課題かなとも思っています。

そういうことも含めた中で、総体的に、この1年間といいますか、やってもらった中だと、これはいろいろあります、その経営の仕方。人件費が大分削られたなどは思っていますが、何とか赤字だったスキー場も、とりあえずは、いろんな修繕費は町でも出していますけれども、そういうものを含めた中での黒字経営がなってきたということでもありますから、ある一定の町の負担は削減されてきているのかなと思います。

しかしこれも、じゃぎりぎり、大きな影響があるような中で、切りに切り詰めて黒字に無理やりさせてもらっても、本当にそれもどうかなとも思いますので、その辺も踏まえた中で、それはしっかり経営のあり方、運営の仕方を検討した中で、町も今後、対応を考えていく必要があるだろうと思います。

しかし、今議員おただしのように、圧雪車の修繕であったり、リフトの修繕であったり、最初のような話にいつているかという、残念ながら、それはいついていないと言わざるを得ません。そこも安全管理でありますから、しっかりこれは利用される、安全をまず第一にしていかなきゃならないということでもありますので、その辺も含めて、今度指定管理、また公募するわ



けでありますけれども、そのような中での町の課題として、その辺のことをしっかり踏まえた中で指定管理のほうに対応してまいりたいと、そのように考えております。残念ながら、現在のところは、それは100%なっていないと言わざるを得ません。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それは当初言ったような方向で、できるだけそれは、町の業者とのダブりの部分までやらせろなんていうようなことを、私は言っているつもりはありません。幾らかでも町の経費が軽減される分野で対応できる点があれば、どんどんそれはやっていただくということは、今後もそれはぜひ追求していただきたいなと、そういう立場で了解をしたいというふうに思います。

2つ目は、あらかい健康キャンプ村の関係なんですが、これは去年の何月かの一般質問の中で、ある議員から質問があって、あのころ、10月ころからだったか、10月だか11月ごろからだか、一定期間休業するというのか、休止をするというのかな。そのような状況があったのではないのかなというふうに、私自身も記憶しておるんですが、この事務報告を見ると、12月から4月まで利用者数ゼロということになっていますから、この間は休業していたという、こういう理解でいいのかなのかどうなのかですね。どうなんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 議員のおただしのおりで解釈して結構でございます。この冬の12月から3月までの4カ月は、寒さがひどくて、なかなか日常の生活ができないと。ここに入所している方は、石油ストーブとか、そういったにおいのするものの暖房をとることができないものですから、寝袋で暖をとるという状態です。2月ですと、マイナス15度以上になりますので、生命にもかかわるということで、この二、三年は、冬期間は受け入れを休止しているというのが現状であります。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 しかし、そういうことが事前にわかる中で、これ、指定管理の期間はどうなっていますか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答えします。

指定管理の期間は、4月1日から3月31日ということになっております。

○17番 室井嘉吉議員 しかしそれ、休業することがあらかじめ想定されるのであれば、そんな1年間指定管理すること自体、おかしいのではないかとというふうに思いますけれども、ど

うなんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 確かに利用者はゼロであります。今後の対応の中でも、柔軟な対応の中で、受け入れができる可能性も今後あるかと予想されますものですから、期間的には4月から3月が妥当であると。年間を通して利用していただくということで、そういった利用の期間を定めたということでご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私からもお答えいたします。

指定管理の考え方でございますけれども、議員おただしのように、間違いなくこの冬場は受け入れはやってございませませんが、施設そのものの管理は、当然これは、入所者がいなくても発生するわけでございますので、そういう観点から、4月から3月までは指定管理の期間としていたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 利用者のいる場合の指定管理と建物自体の管理ということで、それはやるなら二本立ての契約結べばいいのであって、内容の違うものを一本で結ぶというのはどうなんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答えします。

どこの指定管理施設についても、施設の全体的な管理と運営、これを一本の協定書で定めております。ですので、今、総務課長お話ありましたように、施設の全体的な管理ですね。特に冬は雪がおりますので、そういった管理も必要です。ですので、年間を通して施設の管理をしていただくと。その間、中で、受け入れもしていただくということで、施設に関する協定書は、そういった運営と施設の管理も含めた中で契約を取り交わしているという内容でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 はい、わかりました。

そういうことで、その分はわかりましたが、あと、所管の課の関係。これは今、商工観光課がやっておられるようではありますが、どうもその辺の扱いが、商工観光なのか、さらには別な課が担当すべきなのか、若干、いろいろ疑問のあるところがありますので、ぜひそこは、町として整理していただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

あらかい健康キャンプ村の設置条例を最初につくりまして、そこから管理のスタートがあったわけですが、その時点で商工観光課が担当いたしまして、今まで毎年それを継続しているというのが現状でございます。ただ、今までの議会の中でもるる、さまざまな議論がありました経過を踏まえまして、果たして観光施設なのか、あるいは健康を主体とした施設なのか。そこについては、私どもとしても、十分に検討を加える必要があるだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、キャンプ村、あるいはそれに付随する施設もございますので、もう一度町として、今後の管理運営のあり方、今後の利活用のあり方、原点に返って検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 はい、わかりました。

次に、140ページの地場産品展示販売施設の関係について移らせていただきたいというふうに思います。

26年度、1億3,000万円からの売り上げがあるというようなことで、年々これは伸びてきています。私なんかも、ちょくちょく行って見ているんですけども、非常に好評だし、そして、今のバイパスのほうの道路整備も、これ、どんどん進んでおります。ここの交通網がきちっとなってくれば、恐らく客層というか、今のところは割かし地元のお客さんが多いようでありまして、バイパスが整備されると同時に、恐らく県外者等の立ち寄りというものも、相当想定されるのではないかとこのように思います。

そして、今の状況を見てみますと、それぞれの農産物搬出時の、早い時間なんか行ってみると、やっぱり展示場所が狭いですね。だからこれ、何とか今少し拡張して、バイパスが開通する、客層が増える、こういうところにやっぱり照準を合わせて、ぜひ建物自体の増築というのか、そういったものを検討すべきではないのかなというふうに思いますが、町とすれば、どのような捉まえ方をしているのか、お聞きをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今ほどのご意見でありますけれども、本当に順調といいますか、順調以上に、思った以上に売り上げが伸びている、県内でもトップクラスの伸び方だと、そのようにも伺っています。

実際に今、今度、縦貫南道路、それから289号のバイパス、あそこが開通すれば、今言われ

るようなお話になろうかと思えますから、そのことも含めて、そして今現在も、本当に生産者といえますか、あそこの経営、農協、JAさんにやってもらっているんですが、本当に生産者と一体となってやっているようなことが、その結果の表れかなと思います。商品の管理だったり、あるいはしっかりした生産をされていると。そしてまた、そこに対してのお客さんがしっかりついてきているということでもありますので、そのようなことも今後見通した中で、やっぱり考えていく必要があるだろうと思えます。

いろいろ、あそこの隣の状況も、きのうも南会津町の商工産業祭ですか、ありましたが、本当に大変なにぎわいでありましたし、そのようなことを含めて、あそこの場所的にも、人の集まりやすい場所でもありますから、そうしたことも含めて、指定管理でありますから、これから町としての方向性をしっかり示した中で、指定管理の業者さんにもしっかりと、その辺も踏まえた中で、町としての対応を求めていかなければならないと思っています。

そういうことで、先ほどのふるさと納税の話もありましたけれども、私たちのこの地域の特産品をどうするか、あるいは、町にどうお客さんを呼ぶかということでもありますから、道の駅と同じような状況にあると思えますので、その辺も含めた中で、総体的に町の販売計画、あるいは情報の発信、それから観光の対策として、今後そういうことを、重点的な方向性を持った中で考えていく必要があるだろうと、そのように思えますので、今後検討してまいりたいと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 ほかに、一般会計の決算認定について質疑の方はございますか。

〔「15番」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 そのほかに質問したい方ございますか。1人だけですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 保育園の送り迎えについてだけれども、前は、森戸地域なんだけれども、井桁地域と。あれが、今は森戸の中心部におろして、ばあちゃんが送り迎えしているんだけれども、前は中学校の入り口、送迎です。送り迎えしなきゃならないから、ばあちゃんが大変だと。冬期間は、町長が言うように安全じゃないんです。国道350号を横切っていくわけだから、冬期間になったら、ちょっと乗りおりのところを変えてほしいと言われて、それを父兄がいくら言っても、やってくれない。

さっき賢太郎さんが言うように、館岩は高いかもしれないけれども、やっぱり前よりサービスがちょっと悪いような気がするんです。その点ひとつお願いして、変えることできるか、で

きないか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

保育園の関係につきましては、あくまでも……

〔「幼稚園です」と言う者あり〕

○渡部浩治健康福祉課長 失礼しました。じゃ、教育委員会になります。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えさせていただきます。

議員おただしの件につきまして、現状を調査させていただきまして、できる限りのことを対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、ちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

館岩地区は幼稚園であります。田島地区は幼稚園もありますし、保育所もありますし、そのほかは保育所、保育園ということで、子育ての施設として、町は運営しているわけでありませけれども、民間もありますけれども、それぞれの地域でいろいろ事情があります。ですから、そこら辺も含めた中で、町として、やっぱり子育て支援の中でできること、それから、安全性も十分踏まえた中で、スクールバス等も関係ございますので、今、学校教育課長が答弁申し上げたように、どういうふうにしたらいいのか、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

いずれにしても、地域の差が多少出るかもしれませんが、やっぱり子供の安全、それから、民間と町有のバランスと、そこら辺も考えなきゃならないものですから、その辺を考慮した中での対応が必要かなと、そのように考えております。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

暫時休憩といたします。昼食休憩。午後1時から開会いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、議案第93号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第94号 平成26年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第95号 平成26年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定いたしました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第96号 平成26年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

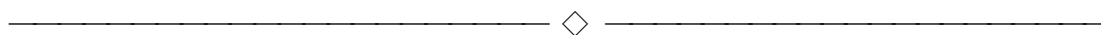


本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第97号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第97号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

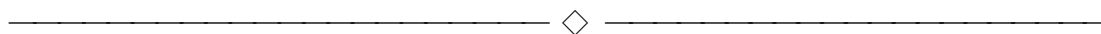
これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第98号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第98号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第99号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第99号 平成26年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第100号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、議案第100号 平成27年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、1点、補正9ページ、地方交付税の臨時交付金と、それから、公債費の災害復旧費に係る質問をいたします。

まず1点、臨時交付金についてですが、去年は余りぴんとこなかったんですけども、金額的にも、交付税の中では2億5,600万円ということだったんですけども、今年度については4億1,600万円。これ、一本算定で、合算でどのくらいだといったら、8億6,500万円ということなんですけれども、果たしてことしの予算書、それから今回の補正を見ても、そんなにうちの町で使っているのかなという雰囲気がするんです。

ですから、その表記の方法について、これは普通の交付税であれば、一般財源だということですけども、これは国のほうから、今の時代、こういったことをやらなきゃいかんですよということで、特別にくれる交付金なわけですから、これはやっぱり目的に沿ったように、私は使うべきじゃないかと思うんです。ただ、今後、過疎法だとか、それから10カ年計画の見直しとか、いろいろありますので、その中で町としては使うつもりなのかどうか。これの使い道について、もし腹案があれば、ご答弁をいただきたいと、こんなふうに思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

いわゆる普通交付税の臨時部分でございますが、過去にもいろいろと出ておまして、特にリーマンショックの際には、地域雇用創出推進費であったり雇用対策地域支援活用臨時特例とか、幾つかあったわけでありまして。その際は当然、目的に沿った中での、いわゆる雇用の創出の事業に充てたりとか、そういう、いわゆる地域の活性化の事業に充てたという経過がございます。

今おただしの、ことし27年でございますが、議員おただしのとおり、8億6,500万円ほどの部分が、いわゆる特別枠分ということで措置されてございます。具体的には地域経済雇用対策費であったり、地域の元気創造事業費、それから、人口減少等特別対策事業費等々の特別枠分ということでの交付になってございます。

ただ、地方交付税につきましては、現在は、ことしまでが、いわゆる合算での交付ということで、総体的に60数億円入っているわけでありまして、28年度からは、いわゆる激変緩和措置ということで、徐々に減らされてくると。33年度からは一本算定ということでございますが、議員ご承知のように、かなり国のほうで、なかなか合併町村のスケールメリットがないと。逆にデメリットが多いということから、今さまざまな対策をとっておまして、当初の合算と一本算定との開きは、少しずつ今、縮小されているところでございます。ですが、総枠的に特別枠分と申しましても、総体的にその部分がストレートに増えるわけでもありませんので、総額的には追加という形ではないものですから、8億6,500万円、ことし措置されておりますが、その分全て、その関係で使えるかどうかという議論も一つございますし、いわゆる一般歳出に使うということが当然必要になってまいりますので。

ただ、特別枠分と来ておりますので、当然ことしは、ある程度そういう形での予算化はしておりますし、また、次年度も、ある程度こういう特別枠は交付されるんであろうというようなことは考えておりますので、今後、これから当初予算編成がスタート、10月に説明会をして、その後、具体的な当初予算編成に当たりますが、その中で、この特別枠分としての事業を各課から吸い上げて、なるべくそちらのほうに回せるような考え方でまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 これは総務課長もご存じでしょうけれども、今回も交付税は大体、当初予算から比べると、3億3,000万円増えているわけです。なおかつ、こちらで、特別枠で8億円もあると。要するに、通常の計算でいえば、この分だけ、簡単に言えば10億円くらいに

なるよと。それで町はやっていきなさいというところに、10億円が入ってきているわけですよ。それと、多分これは、来年のまた7月くらいまでで、多分2、3億円、交付税は増えると思うんです。そうすると、相当の金額になりますので、私は思い切った、やっぱり政策を打ち出すべきだと思うんですよ。それは今後の計画があるんでしょから、ぜひそれに、そのくらいの気持ちで反映していただきたいと、こんなふうに思います。

もう一点は、災害関係について、災害復旧費というのが交付税の中の公債費で戻ってくるという項目がありますけれども、今回多分、小災害というのは、この前行政のほうから聞いた感じでは、2億円か3億円あるんじゃないかなと。要するに、災害復旧費に当てはまらない部分ですね。ですから、それがもし数字が変わってれば、ちょっとお答えいただきたいんですけども。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

前回の懇談会の中で、小災害の部分ですね。これは、1億5,300万円ですか、というふうにご報告させていただいたんですが、実はきのうまで現地のほう調査しておりまして、大体现地調査は終わりました。そうしますと、災害の箇所も増えておりますし、当然額も今後増える見込みでございます。今積算をしておりますので、ですから、前回の懇談会でご報告した数字よりも、今後は増えるというふうなことでございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 実は我々総務委員会も、だいくらスキー場を見てきました。大体どのくらい、これ直すのにかかるんだという話したときは、正確にはわからなくなったわけで、多分億単位だろうと。億ということは、1億円か2億円くらい、あの土砂を原状復帰するにはかかるんじゃないかというような、見積もりですからわかりませんよ、それは。それと小災害とを合わせると、結構町としては、でかい金額になってくるんじゃないかと思うんです。これ、一般財源だけでやると。

ですから、ぜひ、これは町長とか議長にもお願いしたいんですけども、特に南会津町は、風評被害だとか、いろんなことでやられているわけですから、昨年度あたりから特別に、合併特例債の使い道も大分幅広く、国のほうも変えてきているんです。その辺の、こういったものは、合併したところは隅々まで直さなきゃいかん。だから、ぜひとも、上がってきたものに対しては全部直したいので、合併特例債を使わせてくれとか、それから、農家がやっぱり、やる気のある農家で始まったばかりの人が、相当な金額、痛手を受けているわけです。

一問一答だから、まずその点から質問しますか。その後、トマト農家に移ります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

今回の災害、本当に私どもの地域、広範囲に災害を受けました。本当に大変な被災された方もいらっしゃいますし、心からお見舞い申し上げます。

常総市なんかでも、鬼怒川沿川の市町村、かなり大きな災害でありまして、亡くなられた方もいらっしゃるわけでありまして、本当に悲惨な災害があったということで、お見舞い申し上げます。

町として、新潟・福島豪雨災害も4年前にありまして、そうした中での災害対策といいますが、十分検証してきたところでもありますけれども、しかし、今回のようにまた、峠2本が同時に通行どめになると、災害を受けて通行不能になると。そのようなことが、今まで経験なかったということもありまして、やっぱり私たちの危機管理といいますが、現在の気象といいますが、異常気象というのか、その辺も踏まえた中での、我々のインフラの整備であったり、そういう防災対策をどのようにするんだということを突きつけられたと、そのようにも考えております。

幸いにも、本当に人命に関することは、けが人等なくてよかったのでありますが、個人のことにしてみれば、被災された方々にしてみれば、本当に大きな災害であると思います。町としても、そういう意味でしっかりと、その人たちが希望を失わないような対応をしていきたいと思っておりますし、それから、根本的に、やっぱり災害の復旧はもちろんですけれども、防災といいますが、災害を防ぐためにどのようなことをしなければならぬかということも、もっとしっかりと検討した中で、今回の災害、じっくり考えていく必要があるだろうと、そのようにも思います。

そうした中であって、激甚災害に指定になるかどうか、まだわかりませんが、なると思いますが、仮にそうであっても、ただ、新潟・福島豪雨災害のときのように3年間、あるいは事故繰越まで入れても5年間ということになれば、本年度を入れて実際は4年間、それも雪のあるうちはなかなか厳しい。そして、延々と続く林道の工事、原状の復旧というものは、かなり厳しいものがあるということなので、これも踏まえた中で、国のほうにもしっかりと要望していきたいし、そして、それに対しての町のいろんな財源の求め方ですかね。そこら辺のところも、国のほうにもいろんなご配慮をいただくようなことをやっていければとも思っています。

ただ、今回、この南会津郡内でも、下郷町さん、ちょっとソバ、ちょっと言ったら失礼で

すけれども、ソバの何か農作物の被害があったというような報告ありますけれども、私どものほうに、本当にインフラから農産物、そういう、それから住宅の被害等あったというのは、南会津町だけらしいんですね。ですから、そういうことも踏まえた中で、町村会としてもやろうという、自分も会長ということであれなんですけれども、そういうことで、皆さん方にも協力いただいた中で、それを踏まえた中で要望活動していきたいし、その対応に当たっていきたいと思います。

私としても、それからもう一つですが、いろいろ町の災害があるわけなんです、やっぱり地域そのものの負担能力というのか、大変厳しいものがあると思いますね。実際には集落応援交付金事業で、何とか地域の活性化ということをやっていますが、現実的には、なかなか集会場、街灯の負担もできないと。そういう地域も多くなっていますので、これら災害に対しての受益者負担とか、そういうことは、用途とか、その辺も十分検討した中で、やっぱり町として対応していかないと、復旧すらできないようなことになるのかなと。こういう大きな災害は特にそうでありますし、そういうことも踏まえた中で、通常の、そういうことまで踏まえた中で、やっぱり町は検討しなきゃならないのかなと、そのような認識でおります。

財源も踏まえて、そして、このような大きな災害になったということも踏まえた中で、本当にこの地域の人たちが安心して南会津町で暮らせるんだと、そういう意識を持ってもらうための町としての対応をしていきたいと、そのように考えておりますので、皆さん方にもぜひご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 横道にそれそうなので途中でやめますけれども、たまたま町長が、各集落で、やっぱり自分で負担する能力が大分落ちているんじゃないかという話がありましたので、それは集落応援資金の中身、上限を多くするとか何かで今後考えていただくとして、多分、この前民友新聞で、増子議員がこちらに視察に来ましたよね。増子議員が国会で何か発言した内容がちょっと載っていたんです。それには、会津地方は雪で非常に工事が閉ざされるんだと。ぜひ5年間の激甚災害というのは、5年間に期間延長したらどうだということで、国交省のほうも大分前向きに検討するような答弁していただきましたので、これは我々、平議員はなかなか陳情に行けないですから、これは議長とも町長にぜひ、その辺踏まえて強烈に、こういった小災害もやってくれと。合併特例債も、こういうわけでまだ残っているんだからということで、ぜひお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、私が一番災害地を見て感じたのは、やっぱりトマト農家の人たちが、

ちょうど5段目あたりから収穫が入るような話していたんです。やっぱり、今までもそうですけれども、農業共済とかは入っていますけれども、我々が一般常識から考えると、やっぱりその補償額というのは、保険金額、掛けるお金も少ないんでしょうけれども、やっぱり相当の打撃になると思うんですね、保険もらったとして。前は、住宅が流されたところ云々で、町で全国にないほど率先して、そういった手当てしましたけれども、今回はやっぱりトマト農家で、やり始めて打撃を受けたとか、それから、今まで順調に来ていたけれどもというような人には、思い切った、やっぱり農家を育てるといような意味で、特別の、全国ではやっていないけれども、南会津町は農家を守るためにこうするよということやっていけば、トマト農家に対する今後の後継者も育つんじゃないかと。安心して、ああ、トマト農家できるなということになるかと思うんですけれども、その辺の考え、今のところあれば、あるいは今後検討でも結構ですけれども、お答えいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

これまでも、以前にもありましたが、新しいトマト農家に参入された方、非常に尻腐れとか何か多くて、肥料の支援とか、改良剤といいますか、そんなことをやった経過もございます。今回、災害でありますし、そして、これは農産物の災害ばかりじゃなくて、いろいろな今回、大きな災害ありますので、その辺も含めた中で、本当に町内の状況をまず調査した中で、町がどのようなことをしなきゃならないかと。本当に雇用されている企業なんかも、大打撃を受けた事業者もいますから、そういうことも含めた中で、総体的に町がやっぱり対応しなきゃならないのかなと、そのように考えております。

ですから、それぞれの所管の中で状況調査をして、そして、町でできるもの、それから、国や県の援助を受けられるもの等ございますと思いますから、そういうことも含めた中で、総体的に、町として災害復旧に全力で当たっていきたくて、そう思います。

あともう一つは、通常のことにも絡みますが、何も今回の災害ばかりじゃなくて、アズビルのああいうこともありますし、あれも、災害という言い方は変ですけれども、本当に勤めておられる方は青天のへきれきでございましたし、そういうことも含め、町としては、本当にしっかりその辺も踏まえた中で、考えていかなければならないと思いますので、全体的にも十分検討して、どのような方法が今本当に必要なのかということも、もちろん災害も含めてになりますけれども、町として検討していきたくて、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。



○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 我々は議会として、雇用対策特別委員会で南郷のトマト農家と話し合ったときも、いや、実はトマト農家の方は、大変町に対しては、すごく感謝していると。全国的に見ても、こんなに我々を応援してくれている町はないと、非常に感謝の意見が多かったです。ですから、とにかく全国的に見たら類がないほど、徹底的に農家を応援するんだと。それによって、若者が定着できるように、よそからIターンが増えるような政策をするんだというようなことを思い切って、やっぱり出すべきだと私は思うんです。

ですから、ぜひ町長にもその辺の英断をしていただいて、我々議会の方も、多分そういった点であれば、みんなで一致団結して応援すると思いますので、その辺の新たに心意気をひとつ、議会からそういう意見があったということで、町長の今の心境をお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に、我が身に振り返れば、大変な状況だと思います。そんなことも十分踏まえた中で、どのような対策をできるかということ、精いっぱいのことを頑張っていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はございませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 内容的にはないんですが、一般補正20ページの土木費の中で、7の賃金ということで、除雪専門員賃金と入っているんですが、この除雪専門員についてちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど町長が安心・安全のまちづくりというお話をされましたが、今年度、田島地区に限っての話をさせていただきますと、昨年まで働いていた方が3人ほど、継続しないという話を聞いております。という中で、やはり今、現時点、3人ほど残っていらっしゃるんですが、大変不安視をしております、昨年のように大雪になったらどうなるんだろうという話をされております。

また、今後考えられるのは、この町が災害が起きたというようなことで、来年度からそういった災害復興の予算が当たるに当たって、今度、土木関係業者も大変忙しくなるかと思えます。そうした中で、冬の除雪も土木作業員が、会社ですか、が受けられると思いますが、手が回らなかった場合、そういった町の除雪をやっている方は、大変腕のいい、すばらしい方ばかりなので、下手をすると、賃金関係でとられる可能性も出てくるという不安視がございます。そ

んな中で、やはり、こうした中ではございますが、規定はあるかもしれませんが、そういった季節の除雪員に対して、もう少し賃金の上乗せ等を考えていただいて、やはり人員を確保しておかないと、私たち住民が本当に安心して町を通れるんだらうかという不安がございますので、ぜひ今後、検討の一つに挙げていただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 ただいまの件についてお答えしたいと思います。

除雪専門員の賃金でございますが、除雪の賃金ばかりでなく、実は委託料等についても年々見直しを行っているところでございます。今年度につきましても、除雪専門員の賃金につきましても見直しをしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 一般補正の14ページで、工事費、5、財産管理費の一番上の欄で、旧川島屯所解体工事費と職員駐車場整備工事請負費、この金額がもしわかったら、別々。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、職員駐車場の整備工事請負費であります。これは旧専売公社、今職員の駐車場に使っておりますが、こちらのほうを整備、本年度したいということで、これから発注予定しておりますが、この部分で1,750万円でございます。残り89万7,000円が屯所の解体ということになってございます。

○13番 星光久議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

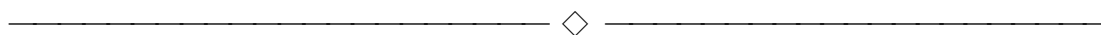
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第101号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、議案第101号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

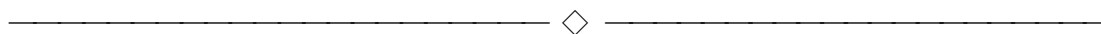
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第102号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第19、議案第102号 平成27年度南会津町介護保険特別会計補正予算

(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第103号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第20、議案第103号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎平成27年請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第21、平成27年請願第5号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

○8番 湯田賢太郎議員 今回、産業建設委員会に付託されました請願第5号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願についてでございます。

請願者は、福島県南会津郡南会津町山口字村上867番地、森林労連林野関連労働組合、関東地方本部南会津支署分会、執行委員長、猪俣源一氏であります。

紹介議員は星光久議員でございます。

請願の要旨でございますが、本町は広大な面積を有し、その90%以上を森林が占めるという本町の特性から、提出された森林対策や山村振興対策の重要性から、当委員会としましては、本定例会中、慎重に審査いたしました結果、全会一致で本請願を採択すべきものと決定いたしました。何とぞご賛同の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第5号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第5号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。



◎平成27年陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第22、平成27年陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長。

○10番 楠 正次議員 9月11日に総務常任委員会に付託となりました陳情第2号につきまして、9月24日、25日の両日にわたり、慎重に審査をいたしました。審査の結果からまず申し上げますと、所得税法第56条の廃止の意見書提出を求める陳情は、全会一致で不採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、家族従業員の働き分については、所得税法第57条の青色申告制度を選択することにより、青色専従者給与支払い制度など所得控除も多くなる特典があり、この陳情の趣旨を反映できるものとの意見がありました。

事業主の配偶者とその親族が事業に従事したときの支払いを必要経費に算入できるとした場合、恣意的に所得分割されるなどの可能性も危惧される。さらに、意見書案に記載の、青色申告の場合は税務署長への届出と記帳義務の条件つきで納税者の差別と言いながら、2014年1

月からは全中小事業者に記帳が義務化されたとも記載されてあります。

青色申告を選択することが行政手続の煩雑さとは考えにくく、大きな弊害ではないものと思われることから、不採択すべきものということで意見の一致を見ました。

以上で委員長報告とさせていただきます。

平成27年9月28日、南会津町議会総務常任委員会委員長、楠正次。

以上であります。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時55分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○五十嵐 司議長 先ほど、町長提出議案1件、委員会提出議案2件、議員派遣の件並びに各常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第1、議案第104号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第104号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、今回の豪雨災害に伴う簡易水道施設の災害復旧事業費でありまして、歳入歳出それぞれ840万円を追加するものでありまして、その内容は、田島地域及び館岩地域の土砂流入等による水源地等の修繕に要する経費であります。財源は簡易水道基金から繰り入れして対応するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますよう



お願い申し上げます。よろしくお願いいいたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第2、委員会提出議案第6号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

ここで、提出者、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○14番 菅家幸弘議員 それでは、ただいま議案となりました委員会提出議案第6号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を説明いたします。

このたび、全国町村議会議長会が参考として示しております標準町村議会会議規則が一部改正されました。その改正内容は、議会における欠席届の取り扱いに関し、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席届について、新たな規定が設けられたものであります。

これを受けまして、当町議会会議規則第2条にこの規定を追加するほか、数次にわたる地方

自治法の改正によって変わっている条項がありましたので、あわせて第17条及び第73条を一部改正するものであります。

以上、提案理由を説明申し上げましたので、よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第3、委員会提出議案第7号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、産業建設委員長から提案理由の説明を求めます。

産業建設委員長。

○8番 湯田賢太郎議員 それでは、委員会提出議案第7号 森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興対策の推進を求める意見書の提出についてでございます。

提出者は、南会津町議会、産業建設委員長、湯田賢太郎。

平成27年9月28日。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

提案理由、森林は食糧や水、木材・エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産である。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、山村の疲弊も著しく進行している。

このような状況下、森林吸収源対策に係る森林整備予算は、この間、年度当初では十分な予算が確保できず、平成27年度予算をみても、森林整備に係る間伐等の年平均必要量52万ha分の予算を確保できず、平成26年度補正予算と合わせても、47万ha程度の予算にとどまっている状況である。

こうした中、平成27年度税制大綱及び「骨太方針2015」において、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、C O P 21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る」とされたところである。

また、山村振興については、山村振興法に基本理念が盛り込まれた附帯決議が確認されているものの、附帯決議を踏まえた、国、地方段階での具体的対策が必要となっている。

よって、森林吸収源対策に係る安定的財源確保と山村振興法に基づく山村振興対策の推進を図ることを強く求める意見書を提出するものである。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、林野庁長官。  
意見書は別紙のとおりでございます。

よろしくご決定のほど、お願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 追加日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 追加日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

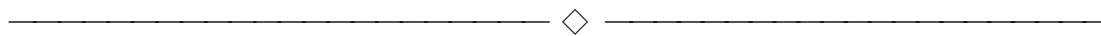
お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 上衣の着衣を願います。

今定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

副 議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 渡 部 訓 正

署 名 議 員 高 野 精 一